

# 官報號外

明治四十年三月三日

日曜日

# 印刷局

## ○第二十二回 帝國議會衆議院議事速記錄第十二號

明治四十年三月二日(土曜日)午後一時九分開議

午後一時開議 第十一號 明治四十年三月二日

### 第一 郡制廢止法律案(政府提出)

樺太ニ於ケル租稅ニ關スル法律案(政府提出)

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第四 印紙稅法中改正法律案(佐竹作太郎)

第五 關稅定率法輸入稅表中改正法律案(東尾名提出)

第六 未成年者飲酒禁止法案(根本正外)

第七 衆議院議員選舉法中改正法律案(高橋勝七外)

第八 大船渡鐵道鐵業ノ利益補給ニ關スル建議案(磯部四郎外)

第九 (特別報告第五號) 產業組合ニ關スル請願

第十 (特別報告第六號) 狩獵法改正ノ請願外一件

第十一 (特別報告第九號) 牝馬貸下料金延期ニ關シ貸

下規程中改正ノ請願

○議長(杉田定一君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

移民保護法中改正法律案

明治三十九年度一般會計所屬ノ經費ヲ各帝國大學特別會計ニ繰越ス場合ニ

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

大船渡鐵道鐵業ノ利益補給ニ關スル建議案

提出者 磐部四郎君 山本幸彦君 小河源一君 木村半兵衛君

提出者 吉植庄一郎君 荻野芳藏君 山口熊野君

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一指定セラレタル委員左ノ如シ

明治三十八年度豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

### 第一讀會ノ續(委員長)

佐藤虎次郎君 竹田千代足君 西山志澄君 江藤新作君 小山田信藏君 久保伊一郎君

瀬下秀夫君 河原林義雄君 川原茂輔君 齋藤宇一郎君 桂吉君

牧野元君 齋藤若佐君 安藤新太郎君 市田兵七君 石田貫之助君

坂元英俊君 福島宜三君 丹後直平君 佐藤伊助君 尾見濱五郎君 小川平吉君

種牡牛検査法案 長晴登君

西山志澄君 球谷傳四郎君 丹後直平君 佐藤伊助君

福島宜三君 丹後直平君 市田兵七君 石田貫之助君

小山田信藏君 (大津淳一郎君) 小山田信藏君

種牡牛検査法案 委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

明治三十八年度豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

西山志澄君 委員長代理神前修三君

西山志澄君 委員長

第一 郡制廢止法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

○神前修三君 此郡制廢止法律案ノ委員會ノ經過ト結果ヲ御報告致シマス、昨日委員會ヲ開キマシタルトコロ、委員長肥塚龍君ヨリ缺席届ガ出マシタ、其缺席届ヲ一應朗讀致シマス「缺席届、病氣ニテ缺席候ニ付此段御届候也、郡制外三件委員長肥塚龍、郡制廢止法律案委員會理事御申斯ラ云フ缺席届ガ昨日委員會へ、肥塚君ヨリ出席サレマシタノテゴザイマス、就キマシテハ出席委員諸氏ヨリ、衆議院規則第四十九條ニ依リマシテ、早ク開會セヨト迫ラマシタ、併ナガラ當日缺席ノ諸君が大分ゴザイマヌノア、零時四十分ニ開會ヲ致シマシタ、併ナガラ當日缺席ノ諸君モ多イカラ、ドウ間ニ寺井君ヨリ發議ガゴザイマシタ、其寺井君ノ發議ハ本日ハ缺席者モ多イカラ、ドウカ此會ヲ延バサレタイト云フ發議ガゴザイマシタ、併ナガラ此寺井君ノ發議ニハ贊成者ガゴザイマセナンダ、續イテ江間君ヨリ早ク議事ヲ進行シタイト云フ御説が出マシテ、之ニ多數ノ贊成ガゴザイマシタ故ニ、議事ノ進行ヲ致シマシタノテゴザイマス、ソレカラ先ツ、質問會ヲ開キマシタ、内務大臣及政府委員が出席頭致シマシテ、内務大臣が議案ニ對シテ説明ヲ繰々致サレ、又委員諸君ヨリ質問ガゴザイマシテ、其質問應答ノコトハ本日ノ速記録ニ依リテ、皆様御承知ヲ願ヒタイノテゴザイマス、而シテ質問ノ將ニ終ラントスル際ニ當リマシテ、寺井君ヨリ又發議サレマシタデス、此寺井君ノ發議ハ、本日ハドウカ質問會ダケニシテ本會ヲ開カズ、延バサレタイト云フ發議ヲサレマシタ、然ルニ之ニモ亦贊成者

ガゴザイマセナシテ、動議ニ成立チマセナシ、續キマシテ山本幸彦君ヨリ本案ハ即決致サレタ、ソレハ、此本案ハ昨年ノ議會ニ於テ、委員會及本會ニ於テ、一人ノ異議者モナシ、滿場一致ヲ以テ可決セラレタル案ニアルガタメニ、トウカ即決セラレタイト云フ御説が出マシタデス、之ニハ續々賛成者ガゴザイマシタデス、故ニ續イテ討論會ニ移リマシタデゴザイマス、其討論會ニ至リマシテ、吉井君ヨリ原案賛成ノ發議ガゴザイマシテ、之ニ多田君ノ御賛成ガゴザイマシタ、續イテ多クノ賛成者ガゴザイマシタガ、反對ノ說ハ一人モゴザイマセナシ、併シ隨分議論ノアル問題デゴザイマスタメニ、念ノタメニ委員長ニ於キマシテハ、其決スルノヲ起立ニ間ヒマシタ、然ルトヨロ全員起立デ御同意ニナリマシテ、委員會ハ原案ヲ可決致シタノデゴザイマスカラ、此段御報告致シマス

(拍手起立)

○議長(杉田定一君) 荒川五郎君

(荒川五郎君登壇)

○荒川五郎君 諸君、郡制ハ廢止スペキモノデアルカドウカ、是ハ我日本ノ地方自治ノ一階級ヲ除クカト云フ大問題ア、國家五千万ノ民衆ニ大關係ヲ致ス、前途マデモ——未來ニ及ボス大問題デゴザイマシテ、決シテ輕々二論議シ去ルベキモノハゴザイマセス、世間デハ此法案ヲ自分が造り出シタデアル、或ハ此法案ヲ發布シタ時分ノ當局者アルが、故ニ此法案ヲ維持ニ努メルト云フヤウナコトモ新聞ニ見エマスルケレドモ、國家地方組織ノ大問題ア、殊ニ五千万民衆ノ國利民福ニ大關係ヲ致シマスル事件ヲ、啻ニ其ヤウナル(「昨年何ゼ賛成シタ」又ハ「謹聽ト呼フ者アリ」僅ナ理由ニ依テ、サウ云フ唯片言ヲ以テ、是が必ズ維持ニ固執スルト云フ譯ノモノデモナイ、又此法案ヲ廢止スル意見カラ致シテモ、一旦廢止スル意見ヲ出シテ、マダ世間ノ議論ニ盡サナイ世間ノ此問題ニ於テ、審議中ニ屬スルコトヲ、漫リニ此問題ヲ一時ニ多勢ヲ以テ屢々附ケヤウト云フコトモ、國家前途ノ上ニ考ヘテ甚ダ遺憾ノコトアル(「自ラ豹變スベカラズ」ト呼フ者アリ)此問題ハ昨年議會ニ現ハレテ、議會ハ——衆議院ハ通過致シタノデゴザイマス、ガ爾來世上三種タノ議論が出て、今日テハ日本ニ於テ、上カラ下議論相半バシテ居ル問題デアル(「イロゾ」「ト呼フ者アリ」)世論ノマダ決セナイ問題デアル(「フウ」「」)アルガ故ニ、昨年ハ是ハ宜カラウト思ウタニモ拘ラズ、此世論ヲ研究シ(「無定見笑フベシ」ト呼フ者アリ)是ハ最モ必要ナコト、考ヘルノデアル(笑聲起ル)ナゼアルカ(「ナゼアルカ分カタ居ル」ト呼フ者アリ)既ニ政府ニ於テモ、此問題ハ決シテ一致シテ居ナイノアル、政府モ郡制廢止ニ一致シテ居ナイ證據ガアル(「ノウ」「」)何デアルカ、昨年ノ議會ニ政府が郡制廢止案ヲ出シタル其後、政府案トシテ農業試驗場——請願所國家補助法案ト云フモノリ、是ハ最モ必要ナコト、考ヘルノデアル(笑聲起ル)ナゼアルカ(「ナゼアルカ分カタ居ル」ト呼フ者アリ)既ニ政府ニ於テモ、此問題ハ決シテ一致シテ居ナイノアル、政府モ郡

度デハナノナル、其事ハ町村制ニテノヲ發布シタルトコロノ初メニ當ツテハ、隨分世間ニハ非難、攻撃、又絶望ノ聲モ起シタノデアルケレドモ、爾來著々ト其功ヲ積シテ、今日ニ致テハ完全ナル發達トハ謂ハレマスマイケレドモ、併シ大ニ今日ハ其進歩ヲ見テ居ルノアル、一個人ニシテモ、會社ニシテモ、店ヲ開イテ資分ハ仕事がナイノアル、仕事ヲ務ヘナケレバナシ、仕事ガナイカラト云ウテ、仕事ノアルベキモノナシ、ソレガ一個人ナラバ、直チニ自分ノ一家ノ事ニモ關係シ、我經濟ニ關係ヲ致シマスカラシテ、一生懸命ニ其店ノ發達ヲ計リセウケレドモ、地方制度ノ如キ、殊ニ郡制ノ如キハ、制度ノ上ヨリシテ、我國ノ法令ノ上ヨリシテ、未ダ其邊ニ手が届イテ居ナイノアルアリマス、其間ニハ二十七八年ノ戰役ガアリ、三十三年ノ北清事件アリ、又近クハ三十七八年ノ日露ノ大戰役ガアッタ、是等ハ地方制度ノ發達ノ上ニ、ドレダケノ打擊ヲ與ヘタコトカ知レナイノアルアリマス、殊ニ其間ニモ郡制ヲ廢止スルガ宜イトカ云フヤウナ議論ガゴザイマスカラシテ、其局ニ當ル者モ、多少躊躇傍観シタル氣味ナキニアラズテ、全體日本——官治ニ慣レタル日本ハ自治ノ思想ニ乏シ、ソコテノヲ助長發達致シマスルニハ、一方ニハ事業ヲ興ヘ、又一方ニハ自治思想ノ開發ヲ努メンケレバナラズアリマス、然ルニ今此郡ニハ、今日ニ於テ法令ニ定メニ依ウテ、郡が負擔スル必要ノ事業ハ幾ドナイト云ウテモ宜イ、唯行ウテ居ルノハ各地ノ狀況ニ應シテヤラウト云フ氣力ノアル者ハ、ヤルモノカツレ——適宜經營シテ居ルトコロノ郡ノ事業ノ有様ハ、独イ事業アルノアリ、此點ハ府縣ト市町村ト、大ニ趣取リ、郡制ヲ活用シテ、地方事業ノ分配ノ整理ヲ圖ル方針ヲ執ッタナラバ、或ハ郡制ハ大ニ活用サレテ、國利民福ノ上ニ利益ヲ與ヘタカモ知レヌ、是等ハマダノ現状ニ於テ、郡制ノ善惡ヲ論ズルノ域ニ達セヌ所以デアリマス、苟モ郡制ヲ發布シ、之ヲ實施コトハ決シテ出來マイト考ヘル、第二ニハ郡ニハ自治トシテ必要ナル事業が有ルカ無イカ、廢止論者ハ自治トシテ必要ナル事業ハナイト言フケレドモ、凡ワ國家ニ屬スル事業、教育ニセヨ、或ハ土木、衛生、勸業此等ノ仕事ハ、多クハ何レノ團體アラネバ出來ナイ、何レノ團體アラネバ遂行スルコトが出來ナイト云フモノハ決シテナインデアル、ソレガ或ハ其事業が國ニ屬シマセウカ、府縣ニ屬シマセウカ、或ハ市町村ニ屬セシムルモ、要スルニ、ソレハ事業其者ノ規模大小、關係區域ノ廣イ狹ニニ依シテ區域ヲ定メルノアリマスノアルカラ、先づ教育ノ事業ト云ツモ、一ツノ中學モアル、國家が立テ國立中學モアリマセウ、府縣ニ立テ中學モアル、今日一ツノ町僅カナ一個ノ町ヲ以テ立テ居ルトコロノ中學モアル、アルカラ、此等ノ事業ハ其中間ニ於テ、郡ニ適切ナルモノヲ取テ、其發達ヲ求ムレバ適當ニ、且大ニ利益ノ發達スル途ハ澤山アルノアル、殊ニ道路ノ如キハ、國道、縣道、里道トノ間ニ、或ハ郡道ノ制ヲ設ケテ、郡内権要ノ地區ヲ聯接致シテ、交通聯絡ノ便ニスル必要がアルト云フ說モアリマシテ、道路法ト云フ法律ハ前年ト云フコトガ、廢止論者ノ第一ノ論旨トナシテ居ル、併シ渠テ是ガ一致シテ居ルカドウカ、日本ノ郡制ハ明治二十四年ニ發布セラレテ、爾來十六年ノ時日ヲ經過シテ居ルノニ、今私ハ此問題ハ世論が一決シテ居ナイ、未ダ大ニ審議ノ餘地ノアルト云フ次第、手短ニ説明致サウト思ヒマス、第一ニ郡制ヲ行ウテモ自治ノ發達ヲ見ナシ、ソレダケノ效力ガナイト云フコトガ、實地ニ施行致シタノハ明治二十四年ニ全國僅カ十一縣アル、爾來年々少シツ、ヤツテ、漸ク我が日本全國ニ郡制を行ハレタノハ、近キ明治三十三年ノコトアル、決シテ世人ノ云フ如ク、二十四年以來、今日マダ日本ニ着々行ハレテ居ツメ制

居ル（「皆デナイゾ」）ト呼フ者アリ）一ノ道路ニ付イテモ斯様デアル（「謹聽々々」ト呼フ者アリ）其他勸業ニ付イテハ、モウ澤山アリマス、今日全國ノ中ニ、曩ニ申シタヤウナ發達上ニハ、種々ノ（反對ノ演説ヘモウ少シ力ガナイトイカヌヨト）呼フ者アリ）障害困難ヲ見タニモ拘ハラズ、全國ノ中ニハ勸業上ニ於テ一例ヲ舉グレバ、或ハ水產試驗場、或ハ林業模範場、或ハ農事試驗場、或ハ蠶絲講習、染織ノ講習、陶磁器ノ試驗場、其他此類ノ事業ヲ郡ニ施設シテ、サウシテ郡内ノ實業ヲ大ニ發達セシメ、民間ノ事業ノ模範ヲ示シテ、一般實用上ニ其鴻益ヲ見テ居ル府縣ハ、隨分少ナクナインデゴザイマス、例ヘバ山梨縣ノ如キハ、山梨縣ハ九郡アル中ニ、蠶業傳習所ヲ置イテ居ル、郡が六郡アル、滋賀縣ハ郡吏員ヲ置イテ、全縣十一郡中八郡アル、岡山縣ハ植林ヲ十郡致シテ居ル、（郡制ガナクテモ出來ルノダ）ト呼フ者アリ）ソレカラ又郡事業ニ付イテ云ヘバ、其外各種ノ例ヘバ水產デアルトカ、山林デアルトカ、蠶業デアルトカ、農事デアルトカ云フモ、巡回教師ヲ置イテ、サウシテ郡内ノ事業ニ大ナル利益ヲ與ヘテ居ル縣モ少ナクナイン、例ヘバ石川縣ノ如キハ各郡トモ巡回教師ヲ置イテ居ル、三重縣ノ如キハ十五郡ノ中、十三郡置イテ居ル、勸業上ニ於テモ今日マデノ實績ニ依レバ、郡事業ノ經營トシテ、郡民ノ實業發達ノ上ニ利益ヲ與ヘテ居ルノモ隨分アルノデアル、デアルカラ、此點ニ於テモ郡制ハ前途如何スベキト云フコトハ、最モ考慮ヲ要スベキ問題デアル、其外教育事業、或ハ其他諸種ノ講習會、或ハ教授法ヲ改良致シ、實業上ノ智識ヲ普及啓發スルト云フヤウナコトニ付イテハ、全國隨分ヤッテ居ル所ガアル、例ヘバ靜岡縣ノ如キハ郡立ノ中學校が二ツ、高等女學校が二ツ、農林學校、蠶業學校が四ツ、長野縣ノ如キハ高等女學校が二ツ、其他農林學校、農業學校、或ハ染織學校ト云フヤウナモノガアル、宮城縣ノ如キハ蠶業學校、農學校、水產學校ト云フノガ皆二ツモアリマスル、其他秋田ト云ヒ、香川ト云ヒ、今日ノ有様ニ於テ見レバ、教育上ニモ其施設ハ隨分進ニテ居ル所ガアル、デアルカラ、此點ニ於テモ尙郡制ノ廢止ハ、大ニ國民トシテ考慮ヲ要スベキ餘地があるノデゴザイマス（「昨年ハ如何テス」ト呼フ者アリ）其他農家ノタメニ、最モ必要ナル補習學校ノ如キモ、之ヲ構ハズニ放置シテ置イタナラバ、決シテ是が發達ハシナイ、郡ナドガ手ヲ入レテ、サウシテヲヲ補助誘導スルト云フコトが必要デアル、又郡タデ農會ノ如キモ、今日マダ大ニ獨立ノ域ニ達シナイデ、整理シ補助發達ニ力ヲ注イテヤルト云フコトアルノデゴザイマス（「昨年ハ如何テス」ト呼フ者アリ）其他農家ノタメニ、最モ必要ナル補助業ナドヲ除イテ、社會的ノ設備ニ於テモ、或ハ郡ニ病院ヲ開キ、或ハ圖書館ヲ置キ、會館ヲ設ケスウ云フヤウニシテヤツテ居ルノハ段タル、殊ニ此赤十字事業ノ如キハ、或ハ地方ニ支部委員部、分區部ト云ノ風ニ區劃ヲ立て、ソレ等ノ事業ヲ社會的ニヤッテ居ル、是等ハ即ち郡が社會的ノ方面ニヤハリ郡自治ノ活用上ニ此發達ヲシ、其利ニ政黨セラレテ居ルナイト云フコトバ、甚シキ缺點ト言ハナケレバナヌノデアル、其次ニ郡モ見テ居ルノデゴザイマス、デアルカラ、斯ウ云フ譯テ、郡ニ事業ガアルカナイカト云フコトハ、問題デナイ——無イガ、之ヲ郡ニ屬セシムテ、前途ノ發達が計り得ラレルカドウカト云フコトが問題デアル、然ルニ今日ハ郡ニ事業がナイト前提セラレテ、此大問題ノ上ニ更カモ知レヌケレドモ、其郡ノ會議費モ、全國僅カ三十餘万圓ニ過ギナインデアリマス、カレドモ此三十餘万圓ヲ、然ラバマルデ減ズルコトが出來ルカドウカ、此費用ハ決シテノ自治ヲ廢スベ經費ヲ減ズルカドウカ、是モ即チ廢止論者ノノ一大ナル理由トナツテ居ルケレドモ、郡制ヲ廢シタトコロテ、或ハ郡會、其他會議費ノ幾許ハ減ズルコトハ出來ルカモ知レヌケレドモ、其郡ノ會議費モ、全國僅カ三十餘万圓ニ過ギナインデアリマス、

組合ニ移ストカシナケレバナラヌ、サウスル時分ニハ或ハ府縣費ヲ増シ、或ハ町村ノ組合費ヲ増シ、會議費ヲ増シ、却テ此方ヘハ費用ヲ増シテ來ルノデアル、況ヤ之ヲ府縣ニ移セバ、既往ノ例トシテ、或ハ濫費ニ陥リ、組合ニ移スト云フコトニナルト、組合會議費ノ外、其組合理事者ノ報酬ヤ、其他ノ費用モ要スル譯デアル、殊ニ又此事業ヲ府縣ニ移スト云フコトニナルト、是マテノ例テ、權衡事業、權衡工事ト云フヤウナ弊ヲ生シテ、費用分捕リノ弊ヲ生シテ、ソレガタメニ犯罪マテモ犯シタ地方が隨分アルノデゴザイマス（「犯罪ヲ犯ス」トハドウ書クノダ）ト呼フ者アリ）デアルカラ、此點ニ於テ郡自治ヲ活用シテ、郡事業ノ分配其宜シキヲ得タナラバ、或ハ此方が地方分捕ノ弊ヲ矯メルコトノ效ガアルカモ知レナイ（「兔ニ角君ノ豹變シタ理由ヲ先キニ述べ給ヘ」ト呼ヒ又「縣會ハドウスル縣會モ廢スルノカ」ト呼フ者アリ）是が即チ經費ノ問題デアル、其次ニ町村組合デアル、郡制ヲ廢シタナラバ、其事業ノ多くハ町村組合ニ移セバ宣シトイト云フ、是ハ移セバ宣シカラウ、ケレドモ郡制ヲ廢シテ制度ノ簡易ヲ期スル複雜ナル制度ヲ止メテ、制度ヲ簡易ニシャウト云フコトハ決シテ望マレナインミナラズ、却テ反對ノ事實ヲ生ジハシマセヌカ、即チ郡制ト云フ統一アル團體ニ易ユルノニ不統一ナル團體ヲ作ルモノノデアル、簡易ナル組織ヲ複雜ニ致スモノデアル、唯一ツノ階級ヲ省イテ却テ定リナキ澤山ノ階級ヲ生ズルコトニナル（ヒヤヒヤ）」ナゼアリマスルカ、今日デスラ前ニ申シタ如ク郡ノ事業ハ隨分有ル、況ヤ日進月歩ノ世ノ中、前途ハ果シテ如何ニナルベキカ（「豹變常ナラザル世ノ中」）ト呼フ者アリ）世ノ多クノ論者ハ唯今日ニ現ハレテ居ル事業ノ今日マデノ事實ニ依シテ判断スルケレドモ、時々刻々間断ナク發達スル、社會ハ決シテ今日ダケノ事情ヲ以テ判ズルコトガ出来ナイ、況ヤ今日デスラ——今日デスラ全國五百三十八郡ノ中ニ半バ以上ハ各種ノ事業ノタメニ半バ以上ノ町村組合ヲ起サナケレバナラヌコトニナル、殊ニ此水利問題ノ如キハ川上ト川下ト議論ノアルト云フコトハ全國ニ澤山アル、斯ノ如キモノハ郡内ノ町村組合ヲシテヤラシムルが宜シト云フテモ、互ニ其自己ノ利害ヲ執ツテカラニ町村組合が成立シナイト云フヤウナモノ、タメニ、折角ノ水利、折角ノ此土工ノ問題ヲ成シ遂ゲルコトノ出來ヌコトガ澤山生ジヤウカト云フ、處ガアルノデゴザイマス、デアルカラシテ町村組合ノ事業ヲ移セバ宜シトイト云フコトハ、是ハマダ甚其大事ナル點ノ研究が達セヂ、大ナルダケノ效力ノアルモノカ、全體自治ナルモノハ自治人民ノ共ニ發展ヲスル上ニ於テ、自治内ノ人が其事業ノ進行ニ共ニ力ヲ盡ス上ニ於テ自治ノ効用ハ見ラレルノデアル、然ルニ大キクスレバ、ソレテ資力が増シ、仕事モ大ニ運シテ來ル、デアルカラシテ政府ハ町村ヲ合併スル方針デアルト、是ガ方針通ニ往ケルモノデアルカドウカ、又縱シ出來タ上デソレガドレタソニ事實デゴザイマス、其次ニ政府ノ方針トシテハ町村ヲ合併シテ、成ルベク町村ヲ大キクスレバ、ソレテ資力が増シ、仕事モ大ニ運シテ來ル、デアルカラシテ政府ハ町村ヲ合併ガ反目シテ居ルト云フノハ隨分全國内ニアル、是がタメニ地方自治ノ發達、人民ノ幸福ノ上、隨分國難ヲ來シテ居ルノデアリマス、然ルニ尙之ヲ集メテ益進化力、協同力ヲ内ノ人ノ力ノ集メテ益進化力、協同力ヲ失ハセルト云フコトニナリ、生活ノ狀態ヲ異ニシ、土地ノ利害ノ同ジカラモノノ一緒ニ致スト云フコトニナレバ、町村ト云フ名ハ合併ノ上ニ付キマシテモ、其實ハ町村ノ中ニハ澤山ノ部落が別々ノ町村ノ自治制ノ實形ヲ致シマシテ、決シテ地方自治ノ目的ト云フモノハ益破壊セラル、結果ニナリハシナカ（「ナリマセヌ、御安心ナサイ」）ト呼フ者アリ）町村ハ決シテ聯合體デナリ、町村一個ノ法人トシテハ其發達ヲ助クル上ニ於テハ、決シテ數部落ノ唯聯合體デ求メラレルモノデナリ、此點ハ僅カナル役場費ナド、云フモノ、中ニ決スベキ問題デハナイン、費用ノ上カラ言ツテモ僅カノ費用ヲ入レテ大ナル利益ヲ求メナケレバナラヌ上ニ於テ、唯僅カナ町村ヲ合併シテ、サウシテ役場費ナドヲ減シヤウト云フコトハ所謂一文儲ケノ何トカ云フヤウナ營ニ漏レヌノデアリマス、凡テ此物ニハ一利一害

ガアル、一利一害がアルニ直ナニ其害ノミヲ以テ其利益アル所以ヲ思ハスノハ、最モ近眼者流ノ爲ストコロデアル、デアルカラ此自治、此町村、之ヲ發達スル上ニ於テハナル利益ヲ取テ、細ニ害ヲ忍ブノガ即チ其宜シキヲ其上ニ制スルコトガ出來ル所以アル、デアルカラシテ町村ノ合併ト云フコトハ、其半面ニ於テ町村ノ自治ヲ破壊スル、況ヤ此問題ハ實地ニ於テ容易ニ行フコトノ出來ナイ問題アル、世人ハ或ハ外國ノ例ヲ引イテ外國ハドウデアルトカ、イロ／＼アリマスケレドモガ、我日本ト外國トハ事情ヲ異ニシテ居ル、抑ニ嚴重ニ日本ノ自治ヲ設ケバ日本ノ自治體ノ最下級ハ一箇ノ家アル、家が完全ナル一ソノ自治體アル（分テ居ル／＼又「小學校デ言フベシ」ト呼フ者アリ）是ハ家族制度ノ國ト、個人主義ノ國トハ違フ所以アル、故ニ之ヲ西洋ノ例ヲ採リ直ニ日本ノ制度ヲ可否スルト云フノハ、即チ日本ノ風俗習慣ヲ斟酌シナイ暴論ト言ハナクテハナラヌノデアル（ヒヤ／＼）斯ウ云フ譯テ、此問題ハ昨年ノ議會ニ現ハレタ當時ニ於テハ（贊成ヲ致シマシタ）ト呼フ者アリ勿論異議ヲ言ハナカツタ、ケレドモ爾來往々世間ノ議論ハ異ニテ、今日ニ於テハ世論ハ相半シテ居ルノアリマス（ノウ／＼）又「大同俱樂部ノ一部ノミ」ト呼フ者アリ）此問題ノ如キハ決シテ僅カノ一部ノ小議論ヲ以テ決セラルベキ題ハナリ、デアルカラシテ此問題ニ付イテハ十分ニ審議モ致シ、十分ニ研究ヲ致シテサウシテ之ヲ廢スルカ否カヲ決スルノハ、決シテ遲イコトガナイノミナラズ（今日決スルノダ）ト呼フ者アリ）我國民ノ前途其發達如何ヲ顧レバ、若シ親切ニ國民ヲ思フナラバ、徐カニ是等此未了ノ問題ヲ審議シ、研究シ其上ニ決スルノモ決シテ遲キコトハナインアリマス（サウスルト君ハ昨年ハ國民ニ不親切ニアッタ）ト呼フ者アリ）然ルニ此問題ハ委員會ニ於テハ（滿場一致ヤト呼フ者アリ）意外ナル決議ヲ見、委員ノ一人——多クノ人モテス、審議モセズ、質問モスルコトノ出來ナイ間ニ極シタモノデアリマス、全體此度ノ議會ハ、或ハ港ノ留萌トカ増毛トカ云フ問題モ出來、或ハ酒、煙草、或ハ砂糖、種々ナル問題ガ出テ、ソレカタメニ非常ナル世ノ中カラハ（燐寸ハドウダエ）ト呼フ者アリ）惡評ヲ受ケツ、アルノデアリマス、唯幸ニ郡制ノ如キハ潔白ナル問題、殊ニ國民ノ大問題是等ハ十分ニ審議ヲ盡シ、十分ノ利害ヲ求メナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ世解セラレヌノデアル、若シ多少ノ茲ニ贊成ガアツタニシテモ、僅ノ問題トシテモ、ソレヲ強イテ國民五千万ノ前途ニ關係スル大問題デアル、我心ヲ靜ニシテ考ヘタナラバ、果シテ心中如何ニ感ゼラル、デアルカ、此問題ヲ十分ニ論議シ、十分ニ說ケバ、マダ國家ノ問題トシテ研究スベキ餘地ハ多々益有ルノデゴザイマスガ故ニ、此問題ハ延期ノ意味ヲ以テ否決セラレントコトヲ望ム次第ゴザイマス

○議長（杉田定一君） 花井卓藏君

（花井卓藏君登壇）

（拍手起立）

○花井卓藏君 諸君、本員議席ニ列スルコト茲ニ十年、政府ノ法律案ヲ贊成致シマスノハ今日が初メテゴザイマス（笑聲起ル）而シテ又政府黨ノ諸君ニ拍手ヲ以テ迎ヘラレタト云フコトモ今日初メテアル、併ナガラ本員等ハ理ニ於テ適當ナルコトハ何ニデモ贊成スルノデアル、理ニ於テ不理ナル事柄ハ何ニデモ反対スルノデアル、今日マデ本員等ノ提出シタ議論ニ對シテ諸君ノ多クガ同情ヲ拂ハレザリシコトハ、諸君ノ心事ニ問ウテ少シ御注意ヲ將來ニ願ヒタゞ、全體郡制廢止ト云フ問題ハ、敬愛スベキ荒川君ノ媿々

言、數萬言ノ御演説ガゴザイマシタガ、本員ノ見ルトコロニ依レバ、事理明白ナル問題デアル、

誠ニ數分ノ時ヲ要シテ足リルベキ問題デアラウト思フ、此案ニ對シテ娓々數千言ヲ要スルト云フコトハ、即チ問題自身ニ對シテ苦心慘憺ノ經營ノ現ハレテ居ルト云フ事柄ヲ表明スルモノ思フ、御承知ノ通地方自治ノ機關ト云フモノハ、我今日ノ情勢ト致シマシテハ、二階級ニシテ足ルベキ次第アゴザイマシテ、之ヲ二階級ニシナケレバナラナイト

云フ理由ト利益トガナインデアリマス、荒川君ノ御演説ヲ拜聴致シマシタガ、御演説ノ意味トシテイロ／＼ノ事例ヲ御引キニナリマシタケレドモ、之ヲニ階級ニ存置シナケレバナラナイト云フ理由ハ承ラナイ、要スルニ攻究ノ餘地ガアル問題アルカラシテ、延期シタトイ云フ意味ノヤウニ歸著シタイノデアリマス、或ハ數日延期致シタナラバ數日ノ後ニ於テ本案贊成ト云フ攻究ノ餘地ヲ與ヘテ吳レト云フ御演説ノ趣意デハナイカト、本員ハ聽取ツタノデアリマス、真正ノ自治ト云フモノハ何ガ一番ノ基本デアルカ、荒川君ノ言ハレルニハ、家ガ一番ノ基本デアル、本員固ヨリ同論デアル、家ノ次ハ何デアル、町村部落デアル、町村部落ハ家ノ大ナルモノデアル、之ヲ基本トナスト云フコトハ荒川君ト雖モ固ヨリ御同論アルト思フノデアル、習俗ノ人情竝ニ利害關係ト云フモノハ、家ニ對シテ同ジキト同シャウニ範圍ノ狹キ町村部落ニ於テ趣ヲニスルト云フコトハ、言フマデモナイコト、本員ハ信ズルノデアル、天然ノ自治ト云フモノハ歴史ニ於テ作ラレテ居ルノデアル、天然ノ自治ト云フモノハ歴史上家ニ於テ作ラレ、而シテ町村部落ニ於テ成長ヲ致シテ居ルノデアル、郡ノ自治體ナルモノハ本來我國ノ歴史ニ於テ存在致シテ居ラヌノデアル、國ノ情勢ニ見テ必要ハナインデアル、所謂法律ナルモノガ人爲ニ強制ヲシテ、編立テタコロノモノニ外ナラヌノデアリマス、我ミノ主張ハ天然ノ自治體ヲ尊重スルノ餘リニ人爲ノ自治體、法律強制ノ自治體ト云フモノヲ破壞シヤウトスルノデアリマス、（望月長夫君）天然ト云フモノ程度ノ問題デアルト呼フ）取テ問ハントス、歴史上郡ノ自治法律上郡ノ自治、之ヲ天然的ニ保タナケレバナラナイ必要ト利益ト云フモノガ何レノ邊ニアルカ、望月君ノ申サレル通、固ヨリ程度ノ問題デアル、本員ノ程度ハ町村部落ニ限定スルヲ以テ相當ナリト信ズルノデアリマス、自治ト申スコトハ荒川君ノ御演説ニ依レバ大層ムツカシイモノ、ヤウデゴザイマスガ、左程ムツカシイモノデハナインデアル、人民ヲシテ共同生活ノ利益ト自由トヲ授ケルニ外ナラヌノデアル、彼等ノ有スル自由ト利益トヲ彼等自身ヲシテ整理セシムルト云フ觀念ニ外ナラヌノデアル、此他ニ何モナインデアル、併ナガラデス、唯今望月君ノ申サレマスル通程度ノ問題デアリマスカラシテ、三階級ニスルト云フ事柄ガ情勢上必要デアレバ、固ヨリ已ムヲ得ヌノデアルニ階級ニシテ足リルト云フコトデアルカラバ、二階級ニスルノガ當然デアラウト思フノデアル、之ヲ外國ノ事例ニ繹ネテ見マシテモ、佛蘭西ノ如キハ二階級デアル、英吉利ノ如キ獨逸ノ如キハ三階級デアル、併ナガラソレハ國ノ歴史ト情勢トカ、或ルモノハ二階級ヲ要求シ、或ルモノハ三階級ヲ要求シテ居ル、我國ノ歴史ト情勢ハ三階級ヲ要求シテ居ルカ、ニ階級ヲ要求シテ居ルカ、二階級ニシテ居ルト云フモノハ、時々委員會ニ於テモ、本會ニ於テモ諸君ノ中ニハソレニ重キヲ置イテ、先づ此案ヲ通過セシムルト云フヤウナコトガゴザイマスガ、本員ハ政府者ノ言責ハ全廢セラレマシタ以上ハ、本圓ハ郡役所ハ斷然廢セナケレバナラヌト信シテ居ル、政府者ノ自治ハ日本ノ自治テ足レリ、本員ハ日本ノ自治ガニ二階級ヲ足レリト云フノデアリマス、併ナガラ茲ニ注意ベキハ、是ハ原内務大臣ニ向シテ本員が深ク注文ヲシナケレバナラナ、或ハ危險デアルカモ知レナイカラ、大ニ注意ヲセナケレバナラナイノデアル、郡制が既ニ

云フ此問題ニ對シテハ、誠心誠意郡制ヲ廢止スト云フ法律ノ發布セラル、ト、同時ニ職責ヲ重ンシテ而モ此問題ニ對シテハ最モ多クノ苦心ヲ拂ヒタル當局ハ、斷ジテ郡役所ヲ廢スルト云フノ法令ト云フモノヲ出サケレバナラヌ責任ハ確ニアルノデアル、私ハ此點ニ向ヒマシテハ深ク——深ク政府者ト云フモノハ注意セラセナケレバナラスト思フノデアル、若シ又政府者此要求ニ應ゼンバ郡制廢止案ノ通過ト同特ニ、今日反對軍ニ立タル、方々ガ郡役所廢止ノ案ヲ御出シニナリマシテモ、本員ハ正ニ劈頭第一ニ贊成スルニ客ナラザルモノニアリマス、斯様ナ次第ニアリマスカラ、私ハ理論ト致シマシテ自治制ハ一階級ニシテ足リルモノニアルト云フコトヲ主張致シマス、次ニ——次ニ一言致シタイコトハ即チ是モ事理明白ノ問題ニアルケレドモ、吾々議員ハ院議ト云フモノ朝四暮三ニスルト云フ事柄ハ、憲法ニ對シテ相濟マナイコトデアルト信ズルノデアル、諸君、郡制廢止ノ案ニ付イテハ本員ハ格別ナル因縁歴史ヲ有シテ居ルノデアル、大同俱樂部ノ尾見濱五郎君が吾々ト同シ無所屬ニ居ラレシ頃ニ於テ、一夕本員ヲ御訪ニナリマシテ、郡制ニ關スルトコロノ問題ヲ提出致サレルニ付キマシテ、共ニ仔細ニ研究致シタコトガゴザイマス、當時同君本員モ共ニ同シ無所屬ニ屬セシ關係ニ於テ多數黨々メニ侮ラレテ、少數ノクメニ敗レハセナイカト云フ一種ノ氣運ノタメニ、此郡制案ヲ出シテモ或ハ通過覺束ナキカモ知レナイト云フ嘆聲ヲ洩サレタコトモ、本員ハ記憶致シテ居ルノデアル、熱心ニ尾見君ニ贊成ノ意ヲ表シマシテ、本員贊成者ノ一人ト致シマシテ、此案ノ通過ニ付イテハ多少力ヲ添ヘタ記憶ヲ私ハ有シテ居ルノデアル、此問題ニ關シマシテ獨リ本員バカリハゴザイマセヌ、本員が高風清節ノ上ニ於テ、最モ敬重致シテ居リマストコロノ島田三郎君モ、同シク尾見君ノタメニ力ヲ添ヘラレタコロノ一人ニアリマス、ソレニ此案ハ前後二回議會ニ現レタノデゴザイマスガ、昨年ノ議會ニ於キマシテハ、本院ニ於テ満場一致ヲ以テ可決セラレタルトコロノ歴史ヲ有シテ居ルノデアル、不幸ニシテ貴族院ニ於テ否決セラレタノデ、アル若シ貴族院ガ之ヲ可決セシナラバ、今日唯今ノ郡制ハ廢止セラレテ居ルト言ハナケレバナラヌノデアル、大同俱樂部ノ諸君ガ尙攻究中ニアリト論セラル、ナラバ、今年攻究中ニアリシナラバ、昨年ハ尙攻究中ニアリシナラント本員ハ考ヘルノデアル、若シ又本年之ヲ否決スルト云フガ如キ御決心ガアルナラバ、昨年此法律が通過致シテ居タルナラバ、今日ノ壇上ニ郡制ハ之ヲ廢スト云フ法律案ヲ再ビ出サレル勇氣アリヤ否ヤ、本員ハ甚グ疑ハザルヲ得ナイノニアリマス、議院自ラガ憲法ノ條規ニ基イテ議決セシ案ヲ、更ニ再び否決スルト云フガ如キコトガゴザイマシタナラバ、國民ハ何ヲ以テ議院ヲ信ズルゴザイマセウ、自ラ侮テ而シテ後人之ヲ侮ルゴザイマス議院自ラガ自ラノ議權ト云フモノヲ侮蔑シテ、而シテ政府ニ内薄セント致シタコロデ、彼レ何ノ痛痒ヲ感シマセウ、衆議院自ラ院議ヲ蔑如シテ、貴族院ト鬪ハント欲スルモ、貴族院何ヲ以テ之ヲ迎ヘルニアリマセウ、政府侮リ、貴族院侮リ、延イテ國民之ヲ侮タナラバ、衆議院ハ何ノ面目ヲ以テ憲法ニ對スルノデアル、區々郡制何物ゾ、憲法ハ重ンシナケレバナラス、議院ノ議決ノ權能ト云フモノハ輕ンズベキモノニアリマス、然ルニ此問題ハ事理ノ問題ハ姑ク措キ、一種ノ政略問題トシテ政府者ト鬪フベキ好キ利器アル、誠ニ好キ利器アルカモ知レナイ、問題トシテ郡制以上ニアシタナラバ、本員敢テ政府ヲ攻ムニ諸君ニ譲ラヌノデアル、本員ハ元來來ルベキ内閣モ、來ルベキ内閣モ、感服スベキモノハ一ツモ無イノデアル、未ダ會ア原案ニ贊成ラスルト云フガ如キ勇氣が出来タ場合ガ無イデアル、出ルモノモ出ルモノモ一ツモ感服スルモノハ無イノデアル、併ナガラ獨リ郡制ハ政府ノ郡制デハナイノデアル、衆議院議員が議員自身ノ權能ニ於テ議院ニ出シタノデアル、政府ハ之ヲ複寫シテ、ソレヲ言葉ヲ換ヘテ言ヒタナラバ尾見君ノ案ヲ寫シテ以テ更ニ出シタノゴザイマス、尾見君ノ提出シタル議案ノ案ヲ此所ニ於テ審議スルト云フ心得ニナラナケレバナラ

ヌ、政府ガ何ヲ出シタトコロガ政府ハ借りテ出シタト言シテモ宜イ位ノモノニアル、成程政府ノ智恵トシテハ氣が利イテ居ルガ、併ナガラ今日マデノ此政府ノ遣方ト餘程趣ヲ同シウセス、宜ナル哉、政府ノ案ヲナクシテ議員ガ初メニ出シタ案デアル、斯ウ云フ感ニナルニアリマス、政略問題トシテ鬪フニハ餘リニ物ガ小サイ、物ガ小サイ、議會ハ是カラ餘程先ガアル、政府彈劾——此所ニイクラモ連中ハ居ルガ、一ツモ氣ニ入ッタ連中ハ無イ、ワレデアルカラ此現内閣ヲ彈劾スルト云フが如キ問題が出マシタナラバ、本員ハ贊成デアル、其折ニモヤハリ政友會ノ諸君ニ拍手シテ賞ハナケレバナラヌ、何トナレハ今日ノ内閣ニ向テ非違ノ點カラ列舉シテ之ヲ彈劾スベキ點ハイクラモアル、郡制以上ニイクラモアルノデアル、ソレデアリマスカラ、私ハ本案ニ對シテ我國ノ情勢ニ見テ、歴史ニ鑑ミニズベカラザル事柄ヲ國民ニ示サケレバナラナイ、政略問題トシテ鬪フニハ前ニ豫算案アリ、後ニ幾ツモアリサウテアル——後ニ起ルベキ問題ハ政府提出ノ或ル問題、或ハ議員ノ名ニ於ケル或ル問題、品ノ善イ問題モアレバ、品ノ惡ルイ問題モアル、品ノ善イ問題ハ本員悉ク之ニ贊成スル、品ノ惡ルイ問題ハ今日吾輩ト同シ意見ヲ有セラル、方々ノモノニアリテモ此壇ニ於テ粉粹スルコトヲ憚ヌノアリマス、獨リ郡制ニ至テハ甚々遺憾デアル、政府提出案ヲ贊成スルト云フノハ返ス——モ遺憾デアル、殘念デアル、併ナガラ已ムヲ得ズ之ヲ贊成スルト云フノ一言ヲ茲ニ残シテ此壇ヲ降リマス

○議長(杉田定一君) 大津淳一郎君

(「大津淳一郎君登壇」)

○大津淳一郎君 諸君、本員ハ前ノ議會ニ提出セラレ、又今日此案ヲ議スルニ至ラ宿題ニアリマスルが故ニ、諸君ノ御攻究ハ十分ニ積ンデ居ル問題デアルト信ジマス(「然リ」ト呼フ者アリ)ソレ故ニ今意見ヲ縷々陳述スル必要ハナイト信ジマス(「マダ攻究中ノ人がアル」ト呼フ者アリ)サリナガラ吾々共が此議會ニ於テ此案ニ反対スルトコロノ理由ハ、要領ヲ摘ンテ世上ニ明ラカニスルノ必要ガアルト信ジマスルが故ニ、私ハ簡単ニ此反対ノ理由ヲ述べヤウト存シマス、本員等ハ此一小島嶼ノ我帝國ノ行政ハ極メテ簡略ニシテ、極メテ、敏捷ナランコトハ固ヨリ望シテ居タル者アル(「昨年ハ、望ンダ」ト呼フ者アリ)然ルニ此日本ノ行政ノ組織ハ封建時代ハ酷デアリマセウガ、維新以來ハ概ネ中央政府ノ下ハ府縣廳府縣廳ノ下ハ郡役所、郡役所ノ下ハ町村ト斯様三四段階ヲ以テ組織致シテ居リマスル、此ノ如キ地盤ノ小サイ一小島嶼ノ帝國が、複雜ニモ四段階ノ行政組織ヲ爲シテ置クノ必要ハナイト私共ハ信シテ居ルモノニアアル、交通機關ハ發達シテ電話電信汽船大ニ是ヨリ完備セントスル今日ニ、此四段階ノ複雜ナル行政組織ヲ爲スノ必要ハナイト信ジマスルが故ニ、全ク郡ト云フ制度ヲ行政ノ上カラ除去リタリト云フノガ一體ノ希望デアルノデアル(「ソレデハ贊成シ給ヘト呼フ者アリ」)且又戰後ノ今日ニ當ラヘ獨リ郡ノ制度ヲ除去ルノミナラズ、行政各般ノ組織ヲ簡略ニシテ疏通ヲ計リ、大ニ敏活ナル政治ヲ行ハシケレバ此戰後經濟ノ發展ハ期スベカラザルモノト私共ハ信ズルモノニアアル、此ノ如ク吾々共ハ從來信ジ來リ殊ニ目下ニ於テ最モ行政各部ノ組織ハ簡略ニシテ、行政デアルノデアル(「ソレデハ贊成シ給ヘト呼フ者アリ」)且又戰後ノ今日ニ當ラヘ獨リ郡ノ制度ヲ除去ルノミナラズ、行政各般ノ組織ヲ簡略ニシテ疏通ヲ計リ、大ニ敏活ナル政治理ヲ行ハシケレバ此戰後經濟ノ發展ハ期スベカラザルモノト私共ハ信ズルモノニアアル、此ノ如ク吾々共ハ從來信ジ來リ殊ニ目下ニ於テ最モ行政各部ノ組織ハ簡略ニシテ、行政デアルノデアル(「ソレデハ信ジタノデアル」ノウ<sup>ノ</sup>ンナ説明ハナイ)ト機關ヲ敏活ナル行ヒノ出來ルヤウニシテカラ、總テノ計畫總テノ事業ニ取掛ルト云フノガ先づ順序デアル、目下ノ最モ急デアルト信ズルモノニアアル、昨年政府ハ議會ニ向テ郡制廢止案ヲ提出シタ、其提出ノ理由ナル政府ノ説明ヲ聞ケバ、是ハ郡役所ヲ廢止スルノ前提デアルト云フ恰モ——政府ヲ吾々ハ信ジタノデアル(「ノウ<sup>ノ</sup>ンナ説明ハナイ」ト呼フ者アリ)然ルニ此ノ如キ説明ヲ信ジテ、而シテ吾々ハ是ヨリシテ郡ノ制度ト云フモノヲ除去シテ、行政ハ全ク中央政府ノ下ニハ府縣、府縣ノ下ニハ町村、此三段階級ヲ以

テ進メルモノト信シタガ故ニ、吾ミハ大ニ之ヲ歓迎シタノアル、案ハ回ニ貴族院ニ至ルヤ、政府ノ説明ハ全ク吾ミノ信シタモノトハ達ア居テ、是ハ全ク郡制ヲ廢止スルモノアルアッテ、郡役所ヲ廢止スルト云フ所信ハ、マク持テ居ラヌト云フガ如キ説明ヲ爲シタノアル（「衆議院モ其通り」ト呼フ者アリ）是ハ何デアル（「速記録ヲ讀給ヘ」ト呼フ者アリ）是ハ何ノ事アルカ、殆ド吾ミハ政府ハ衆議院ニ説明ヲシタノガ本意アルカ、貴族院ニ説明ヲシタノガ本意アルカ、大ニ吾ミ共ハ迷テ居タノアル然ルニ本年ノ議會ニ當テハ、又郡制廢止案ト云フモノヲ提出シタ、昨年政府が郡制廢止案ヲ先ツ郡役所廢止ノ前提トシテ提出シタト云フコトハ、恰モ今ノ内閣ノ組織當時テアッテ、行政機關各部ノ改革ヲ爲スニ於テハ郡役所ヲ廢止スルニ於テモ、總テノ調査ハイローケン關係ヲ持テ居ルガ故ニ、ソレ等ノモノハ殊ニ天皇ノ大權ニ屬スル官制ノ上ノ事柄アルカラ、徐々之ヲ爲スモノニアツテハ、先ツ郡制ヲ廢止スルト云フ法律ヲ提出シタノハ、恰モ其所信ハ衆議院ニ速ベタル如クデアルカト信スル餘地モアツタノアル、一年有餘ヲ過スニ今日如何ナル改革ヲ政府ハナシタ、戰後經營ヲ爲サントスルニハ自ラ決シ、自ラ大ニ改革シ、行政各部組織ヲ簡易敏活ニシテ、而シテ之ニ應ズルト云フ覺悟ハナクシテ、漫然唯郡制ヲ廢止スルト云フ一問題ヲ提出シ來、タノナルアル、郡制ヲ廢止シテ何程ノ效果ガ現ハレルカ、何程ノ行政上ニ利益ガアルノアル、僅ニ郡制一ヶ廢シテ、ソレテ大變現内閣が仕事ノ手柄ト云フガ如キ考ハ、吾ミ共誠ニ信ズルコトハ出來ナイノアル、以上ノ如キ次第アリマスカ、故ニ吾ミ共ハ先年ニ於テハ殆ド政府ノ虛構ニ乘ゼラレルが如キ悔ラレタ、本年ニ於テハ先ツ行政各部ノ組織ヲ更ヘ、郡議案ヲ議スルハ提出者タル當局責任アルトコロノ内閣諸公ノ赤心誠意ヲ信シテ、而シテ議案ヲ議スルト云フノガ、即チ議員ノ本分ケルハ申迄モナインアル、然ルニ昨年提出シタ政府ノ所信ハ果シテ吾ミ共ヲシテ感服セシメ、信用ヲ措クコトハ出來ナイノアル、昨年是ハ院議ヲ決定シタモノヲ二三ニスルト云フ御説モアルケレドモ、議員ガ行行政各部ノ機關ヲ今少シ簡易ニシテ上下ノ疏通ヲ計ルト云フコトハ出來ナイデアルノアル、郡役所ノ如キハ政府が委員會ニ提出シタト云フ法令ニ依ル郡長職務ノ重ナルモノト云フモノニナツタナラバ、此中ニ何ノ簡條が是非郡役所ヲ置イテ、郡長ニヤラセんケレバナラヌト云フ程ノ必要ナモノガ何處ニ見エマセウ、何故ニ郡役所ナルモノハ殆ド取次所——縣廳ト町村役場ト取次所、御照會ニ及候也、御回答ニ及候也、

○内務大臣（原敬君） 唯今此郡制廢止法案ニ反對スル兩君ノ御演説ヲ承ハリマシ  
(内務大臣原敬君登壇)

ダ、荒川君、大津君ノ御演説ヲ承ハリマシタ、一應之ニ對シテ所見ヲ陳述致ス義務ガアルト考ヘマス、荒川君ハ昨年贊成セラレタ理由ハ斯ノ如キ譯テ、今年反對スル理由ハ斯ノ如シト云フコトノ御説明ハナインアル、唯期スルトコロ今日ハ攻対スベキ餘地ガアル、十分ニ攻対シテカラヤツテ宜シイト云フコトニ結局歸著スルノアル、成程ヲ提出シタト云フコトハ、恰モ今ノ内閣ノ組織當時テアッテ、行政機關各部ノ改革ヲ爲スニ於テモ、總テノ調査ハイローケン知ナインアル、郡制が廢止セラレタナラバ組合ガ云々、水利組合が困難ダト仰シヤルケレドモ、水利組合ナルモノハ今日三千存在シテ居ル、是ハ郡制廢止ニ依シテ増減ノアルモノアハナイノアル、斯ノ如ク事實ヲ御承知ナイ方ニハ此明々白ケナル問題ヲ御承認ナリ、餘地ガアラウ、併シ政府竝ニ少シク地方ノ狀況ヲ知ル者ハ、此問題ハ極メテ明白アルモノアル、郡制ヲ存在シテ居ル必要ノナイト云フコトハ、多言ヲ費サヌノアル、又大津君ノ如キハ昨年ト今年ト説明が違フト仰セラル、ソレハ不幸ニシテ大津君ハ速記録ヲ御覽ナサラヌノアル、私ノ説明ハ昨年モ今年モ少シモ違ハヌ、(「郡役所ハドウナサル」ト呼フ者アリ) 批評ハ御勝手アルガ、アナタノ御演説ハドウアル、昨年ト今年ト大層違ツタノハ何故アル、大津君ハ斯様ニ仰セラル、郡役所ハ何故ニ廢止シナホカ、郡役所ヲ廢スル位ノコトハ出來ナシモダ、昨年ハ郡役所ヲ廢スルダラウト思ツタカラ贊成シタガ、今日ハサウデナイト云フコトアルカラ、反対スルト仰シヤル、昨年ハ私ハ郡制ハ廢シテモ郡役所ハ廢サナイト明言シテ居ル、ソレヲ大津君ハ郡役所ヲ廢スルモノト信ジテ御贊成ニナツタト云フナラバ、ソレハ間違ヒテアル、(「今年ハドウスカ」ト呼フ者アリ) 且此郡役所ハ何故ニ廢スルコトが出來ヌカト仰セラル、出來ヌカト云フコトハ篤ト御攻究ニナツタラ分ル、話今日郡制ヲ存在シテ居テ、郡役所ノミ廢スルモノト信ジテ御贊成ニナツタト云フナラバ、ソレハ間違ヒテアル、(「今年ハドウスカ」ト呼フ者アリ) 郡役者ナラバ、廢スルコトノ手段ヲ攻対ナサラナケレバナラス、郡制ハ存在シテ置イテソレ位廢シタイト主張セラル、ナラバ、何故ニ豫算ニ於テ郡長ノ俸給ヲ賛成セラレタ、サウシテ今日郡役所ヲ廢スルト云フカラ贊成シタ、廢サナイト云フカラ反対スル(「ウ」とモウ) 一步進メタナラバ(「討論終結」ト又「謹聽々々」ト呼フ者アリ) 諸君ノ反対論ハ謹聽致シテ居ル、諸君ハ吾輩ノ所信ヲ御聽キニナル義務ガアルデアラウ、郡役所ヲ諸君ハ修正サレナインアル、諸君、自ラ提出サレテモ宜シイ、此法案中ニ郡役所廢止ノ修正ヲ加ヘラレタモ宜シイ、ソレハ諸君ノ權能デアル、ソレ位郡役所ヲ廢止シタナルモノト云フモニナツタナラバ、此中ニ何ノ簡條が是非郡役所ヲ置イテ、郡長ニヤラセんケレバナラヌト云フ程ノ必要ナモノガ何處ニ見エマセウ、今日ノ郡役所ナルモノハ(「議會ノ權能ヲ郡役所が廢サレマスカ」ト呼フ者アリ) 議會ノ權能ヲ郡役所ヲ廢スルコトが出來ナイト云フコトヲ御承知ナラバ、ソレハ諸君が反対論ヲセンガタメニ反対ノ理由ヲ見付ケラレタノアル、昨年ハ之ヲ廢スルトコロ思ウタカラ贊成シタ、本年ハサウデナイト聽イテ反対シタ、斯ノ如キ事ヲ吾ミハ承ハルノハ甚ダ遺憾ニ考ヘル、イケヌノアル、ソレ故ニ速記録ニモ明々白々ニ載シテ居ルモノヲ、昨年ハ斯様ニ思ツタ言ハレル、斯ノ如キ事柄ニ對シテ多言ヨリ貴シテ精駿スル價值モナイト思フ、要スルニ今日ノ日本ノ狀況ニ於テハ、三級ノ制度ヲ存在スル必要ハナインアル、又日本ノ沿革ニ考ヘテ見テモ、郡制ノ如キモノハ自治ノ要素ハ初メヨリナインアル、今日ノ狀況ニ考ヘテモ、又日本ノ歴史ニ考ヘテ見テモ、郡制ナルモノハ此際ニ存在シテ置カナケレバナラヌト云フ必要ハ發見シナインアル、故ニ今回此郡制ナルモノヲ廢シテ地方自治ノ階級ヲ二階級ニ止メ、以テ地方ノ刷新ヲ圖ラントスルノアリマス、尙反対論ハ如何ナルコトヲ仰シヤルカ知ラヌガ、唯今マテ承タトコロデハ、如何ニモ不思議ナル御論ト考ヘルが故ニ

言ヲ攻シテ置キマス

(尾崎行雄君登壇)

○尾崎行雄君 本員ハ此ノ、郡制問題ガ斯ノ如キ政略ノ犠牲ニ供セラル、ニ至ツタノヲ悲ムモノデアル、又政府ガ之ヲ犠牲ニ供セシムルニ至ツタ手續ノ巧拙ヲ疑フモノデアリマズ、殊ニ唯今ノ原内務大臣ノ演説ニ至ツテハ、此所ニ立ダレテ辯論スルト云フコトニ對シテ、非難ノ聲ノ各所ニ聽エルニモ拘ハラズ、私ハ却テ之ヲ立憲的動作ノ一端ト見テ稱讃ラスルモノデアル、併ナガラ其ヤリ方ニ至ツテハマケ少シ御若イ、慥カニ投票ハ之ガタメニ五票ヤ十票ハ減タダラウト思ヒマス、減ラスコトガ目的デアルナラバ、モウ一二回御出掛ニナツダナラバ、慥ニ其目的ヲ達スルコトが出來ヤウト信ズル、本員ハ是等ノ事態ニ付イテ獨リ郡制案ガ犠牲ニ供セラレタノヲ悲ムノミナラズ、各政黨ノ之ニ對スル態度ニ付イテモ亦悲ム者アリマス(然リ)ト呼フ者アリ)古キ問題ニアリマスガ、議院三現ハレタノハ一昨年以來、一昨年現ハレタ時分ニ最モ多ク反対ヲセラレタノハ政友會ノ諸君ト私ハ記憶シテ居ル、一昨年ニ反対シタ諸君ハ昨年ハ賛成シ、本年モ賛成スル、又其時ニ於テ提出者トシテ其威信ヲ失墜セシムル者ハ大政黨ノ諸君ニアリマス、私ハ今日此壇ニ立ツ思フ且考又反対ヲスル諸君ノ定見ハ何レニアルカ、何ヲ標準トシテ或ハ贊シ、或ハ反対スルノアリマスカ、實ニ先刻モ誰カ言ハレタ如ク、議院自カラ侮テ人之ヲ侮ル、議院ヲシテ其威信ヲ失墜セシムル者ハ大政黨ノ諸君ニアリマス、私ハ今日此壇ニ立ツテ演説ヲスルコトヲ好ダムナカツタノデアル、ナゼナレバ問題トシテ節リ立派ナ問題デハナイ、此影響スル所モ強子國家ノ安危ニ關スル程ノ問題デモナイ(ヒヤ)ト呼フ者アリ此所ニ立ツテ演説ヲナストコロノ資格ヲ有テ居ル人ガ、三百七十有餘名ノ議員ノ中ニ甚ダ乏シコト考ヘタ故ニ、本員ハ立ツタノアリマス、前年ニ反対シタ者が今日此所ニ出テ賛成演説ヲシタコロガ、如何ニ言論巧ミナリト雖モ、以テ天下ヲ感服セシムルニ足リナイ、前年又之ニ賛成シタ者がイロノ理窟ヲ竝ベテ今日反対シテモ、其言論如何ニ妙ナリト雖モ以テ人心ヲ服スルニ足リマセヌ、(ノウ)又「然リ」ト呼フ者アリ)怡モ役者が舞臺ニ立ツテ藝ヲ演スルガ如ク、其良心ニ背クトコロノ言論ハ、ニ唯技術タズルニ過ギナ私ハ諸君ノ技術ニハ感服致シマシタ、如何ニモ御上手デアル、技術家トシテハエライノデアル、殊ニ私ハ近年稀ニ今日ハ反対賛成共ニ諸君ノ御演説ヲ謹聴致シマシタ、謹シテ承ヌ、ナゼナラバ昨年滿場一致ヲ以テ通過シタコロノ議案ニ對シテ、反対ヲスルノニハ餘程立派ナ御理窟ガアルト思ウテ謹聴シタノデアル、而シテ失望致シマシタ、何ノ理窟モナイ、朝ノ理窟ヲ言ウテ居タカ、唯此所ニ立ツテ巧ミニ言葉アリマス、而シテ此人ガ昨年ハスルト雖モ、尙心神相照シテ居ルコトハ疑ハナノアリマス、而シテ此人ガ昨年ハ宣シイト言ダトヨロテ、詰リ時機ヲ失シ、場所ニ副ハナイモノデアリマス、故ニ駄スルノ值ノ異ニスルト雖モ、尙心神相照シテ居ルノハ、即チ進歩黨ノ今日アル所以デアリマス、殊ニ今日此問題ニ對シテ是迄光政府ニ乘セラレテ賛成ヲシタ云フニ至ツテハ心事甚ダ悲ムベキモノノ見出シマシタ(拍手起ル)明年ニ至リマシタナラバ又昨年ハ大同派ニ乘セラレテ賛成シタ言ハレルカモ知レズ(拍手起ル)サウ昨年ハ政府ニ乘セラレテ、今年ハ大同派ニ乘セラレ、毎年人ニ乘セラレテ居ルノハ、即チ進歩黨ノ今日アル所以デアリマス、殊ニ今日此問題ニ對シテ是迄光政府ニ乘セラレテ賛成ヲシタ云フニ至ツテハ心事甚ダ悲ムベキモノノ見出シマシタ(拍手起ル)孤獨ノ位地ヲ保ツテ居ラレタノヲ大同派ト提携致シタ云フニ至ツテハ大同派ト提携致シタ云フニ至ツテハ心事甚ダ悲ムベキモノノ見出シマシタ(拍手起ル)至ダス私ハ道連其人ヲ得タルヲ諸君ノタメニ賛スルノアリマス(拍手起ル)(無禮ナリ)

ト呼フ者アリ)又政友會ノ諸君、今朝新聞紙及議院ノ公報ヲ見マスルト、政友會ニハ

段々増加シタノハ、政友會ノタメニ賛スルノアリマス、此點カラ申シマスルト、感情上吾々同志ノ士ハ、感情カラ言ヒマスルト云フト、斯ノ如キ光輝アル仲間ニ入ツテ、賛成者ノ側ニ立ツ資格ガナイ者ト考ヘテ居リマス、故ニ實ハ反対ヲ致サナケレバナラヌノガ感情ノ命ズルトコロデアリマス、併ナガラ不幸ニシテ吾々ハ常ニ道理ニ依テ進退スル者デアリマスが故ニ、唯今原君ノ演説ガアリ、小山田君其他ノ賛成者が增加シタニモ拘ラズ、今日ハ尙賛成ノ位地ニ立チマス、又其賛成ラスル所以ハ私ハ殆ド進歩黨ヲ代表セラレタ大津君等ノ反対スル所以ト同一ノアリカ、根柢ハ同ジコトアリマス、吾々ハ決シテ郡制廢止ノミヲ以テ満足シテ居ル者アヘナリ、郡役所モ無論廢セナケレバナラズ、又政友會ノ諸君ト雖モ必ズ其歴史ニ照シ、其主張ニ照シテ決シテ郡制廢止ノミヲ以テ満足スペテ、官僚政治ノ乾兒タル郡長ニ、行政權ダケラバ自由ニ振廻ハサセント云フコトハ、行政組織ノ退歩テ、民權ノ縮小ニアリテ、是ハ歴史ニ照シテ政友會諸君ノ斷ジテ賛成ノ出來モノ譯アリマス、故ニ郡制ヲ廢スルト、原内務大臣ガ何ト言ハウガ、總理大臣ガ、何ト言ハウガ、之ヲ理性ニ照シ、天下ノ形勢ニ鑑ミテ、郡役所等ハ自然ノ結果トシテ廢サヌケレバナラヌ苦ノモノアリマス(然リ)若シ政府ガ廢サヌト云フナラバ、吾不肖ナリト雖モ諸院ノ力ヲ以テ之ヲ廢止ヲ餘義ナクセシムル位ノ抱負ハナケレバナラヌ(ヒヤ)然ルニ一政府委員ノ説明、一大臣ノ説明が昨年ハ斯ウデアタカラ賛成モ、今年ハ斯ウデアルカラ反対スルト云フガ如キニ至ツテハ、是ハ人人ノ前デ申サルベキ言葉アリゴザイスセヌ(拍手起ル)之ヲ要スル三吾タハ多言ラ費サヌ、政略ヲ除イタ郡制ソレ自身ハ法律問題トシテ極メテ單純ナル宿題デアツテ、殆ド二尺ノ童子ト雖モ了解ニハ苦マナイ筈ノ問題アリマス、今日ノ日本ニ於テ行政組織ヲ四段階ニスルカ、三段階ニスルカト云フガ如キハ何デモナイ、分リキッタ話デアル、法律問題トシテハ論議スルノ必要ハナイガ故ニ、今後壇ニ登ラル、者モ法律問題トシテハ成ルベク御議論ノナイ方が得策デアラウト思フ、單ニ今日問題ニナツテ居ルノハ、是が政略問題トナリ、黨派駆引ノ問題トナタト云フガアリ、是マデニ人心が騒キ、世間ガヤカマシクナフタノアリマス、而シテ斯ノ如キ問題ヲ捕フテ政略ノ主體トシタ云フコトニ至ツテハ、私ハ政黨者ノ駆引ノ始ナルニ驚キ、政府ノヤリ方ノ餘リ幼稚ナルニ悲ム者デアリマス、願クハ將來ニ於テ殊ニ戰後經營ノ大責任ヲ控ヘタルトコロノ政府ニ於テ、ソレヲ賛成スル政黨ニ於テハ、斯ノ如キ勝敗ヲ以テ内閣ノ運命ニモ關係スルヤウナ問題トナサマランコトヲ希望致スノデアリマス、吾々ノ賛成スルノ郡制ヲ廢止シ、而シテ郡役所ハ無論ノコト廢スル、郡役所廢止ノ前提トシテ之ヲ賛成スル者アリマス

ヲ賛成スル者(拍手起ル)

○議長(杉田定一君) 望月長夫君

○望月長夫君 私ノ述べントスル理由ハ大津君ノ演説デ十分デアルト信マス、ソレ故ニ登壇ハ致シマセヌ

○議長(杉田定一君) 尾形兵太郎君

○議長(杉田定一君) 尾形兵太郎君

○議長(杉田定一君) 尾形兵太郎君

○議長(杉田定一君) 尾形兵太郎君

○議長(杉田定一君) 尾形兵太郎君

○竹越與三郎君 私ハ郡制廢止ヲ賛成スル者アリマス、併ナカラ此問題ニ付イテハ

單ニ法律問題ト思ウテ居リマスノアリマス、敢テ政治上ノ論争ハ試ミナイ積リアリマス、而

シテ郡制ヲ廢セバナラヌト云フ理由ハ、私ノ尊敬スル諸君が既ニ茲ニ説キ盡サレテ殆ド  
餘地ノナイコトアリマス、唯私ハ聊カ我國ノ歴史ヲ研究シテ居リマスルノテ、歴史上ノ由  
來ヨリ郡ヲ自治體トスルノ根據ノナイコトヲ、少シク申上ケテ見タイト思フノアリマス、  
我國ノ歴史テ郡ハ曾テ行政區劃ト見ラレタ時代モ少シハアッタノデス、ソレハ大寶令ニ於テ  
郡ヲ分シテ大郡、上郡、中郡、小郡、下郡ト五三分シタコトガアル、我國ノ歴史三郡が行  
政區劃デアッタコトハ、ソレカラ始シテ居リマスが、其時代ハ極メテ僅カテアッテ、直チニ滅シ  
テ殆ド存在ヲシナカタノテス、ソレハドウ云フ譯デアルカト云ヘバ、此大寶令ナルモノハ一  
ノ翻譯政治ニ過ギナカツタ即チ支那ノ周ノ制度秦ノ制度ナドヲ折衷シテ、郡若クハ縣ト  
云フヤウナ文字ヲ案出シクニ過ギズシテ、我國ノ歴史上ノ景勢ト違テ居タカラ、我國  
ノ歴史ヲ尋ねテ見レバ國造カアッテ、即チ國ヲ守リ、縣主ガアッテ今ノ村ヨリ少シク大キ  
ナモノヲ扱シテ居タニ過ギズシテ、我國ノ自治體ノ根據ハ國造ノ治メル國ト縣主ノ治メ  
ル村ニ過ギナカツタ、郡ナルモノハ支那ノ制度ヲ真似タ舶來政治、翻譯政治ニ過ギナ  
イ、斯ウ云フ譯デアルカラ、暫ク經済テ諸國ニ守護出來テ、莊園ニ地頭が出來ルコ  
トニナカツテ、郡ハ餘リ行政區劃シテ存在シナイ、斯ノ如キモノノ數千年ニシテ、而シテ現世  
ニ至シテ自治制度ヲ立テネバナラヌト云フコトア、獨逸ノ制度ヲ真似テ三級政治ト云フ  
モノガ茲ニ出テ來タ、獨逸ニ於テハ國アリ、郡アリ、村ガアル、併ナガラ是ハ義ニ友人が  
言ハレタ如ク獨逸ニハ三級ニセネバナラヌ歴史ガアッテサウナツノアル、我國ハ大寶令  
ノ真似ヲシテ再び翻譯制度ヲ捨ヘタノハ郡制ノ始マリテアル、若シ獨逸ノ政治ヲ真似ル  
ナラバ獨逸ノ歴史ノ原勢ニ依シテ制度ノ立テルト云フ其神韻ヲ真似ネバナラヌノアルノ  
ニ、僅ニ其形體ヲ學シテ云フコトハ吾ノ深ク遺憾トスルトコロニアリマス、斯ウ云フ譯  
デアルカラ郡ハ實際翻譯制度ノ結果トシテ爲スキ仕事がナイ、其結果徒ラニ時間ト勞  
力ト金ヲ費シテ、無用ノ仕事ヲスルノが多イノテス、此事ハ本員ガ茲ニ云フ迄至ナク、諸  
君が地方ノ民政ニ精通セラル、御方テアルカラシテ、敢テ茲ニ事實ヲ縷述スル必要ガ  
イト思フ、斯ウ云フ譯デ郡債ナルモノガ既ニ起キテ居ルガ、僅カニ全國ヲ通ジテ八十万圓  
ニ過ギス、其八十万圓ノ中熊本が六十萬圓ヲ持ツテ居ル、其外ノ十六縣ハ郡債ナルモノ  
ノハ全ダ無イノデス、斯ウ云フコトアッテ、郡制ハ翻譯制度ノ結果トシテ、何等ノ爲スベ  
キ仕事ガナク、爲セバ僅ニ地方騒ゴ起スト云フコトニ過ギナインデアル、斯ウ云フ譯デアル  
カラ、私ハ大寶令ガ自然ノ結果トシテ止マツシマツタ如ク、是モ數年ノ後ニ拋テ置ケ  
バ、郡制ナルモノハ自滅スベキモノニアラウト思フ、併ナガラ自滅スベキ運命ヲ持ツテ居ルナ  
リマス、一日モ早く開放シテヤル方が宜カラウト思ウテ、此廢止案ニ賛成スルモノニア  
リマス

### ○議長(杉田定一君) 島田三郎君

(島田三郎君登壇)

○島田三郎君 諸君、圖ラザリキ今期議會ニ於テ斯ノ如キ多數ノ議員が列席シテ而  
シテ、内閣大臣モ豫算案——此大切ナルトコロノ議案ヲ除イテ、斯ク迄列席セラレタノ  
ハ未曾有ノ光景デアルト本員ハ思ウテ居リマス、抑、斯ノ如ク、議會が非常ナル大切ナ  
案ヲ議スルが如ク、此簡單ナル議案ヲ熱心ニ討議スルニ至シ、原因ハ何レアルカ本員  
ノ想像ニ依シテ此議案ノ性質ヲ考ヘテ見マスレバ、斯ノ如ク大切ニ議セラル、程ノ價值  
ノ無イ議案ト、本員ハ思テ居リマス、又從來ノ歴史ヲ考ヘテ見マスレバ、斯ノ如キ光景  
ヲ現ハストコロノ原因ハナイト私ハ考ヘテ居リマス、簡単ニ申シマスレバ、唯今反對論者ノ  
竹越君ノ論セラレタ如ク、本員モ信シテ居リマス、決シテ郡制ト云フモノ、無カルベカラズ  
シテ存在シテ居ルモノニアラズシテ、實ハ一種ノ政治上ノ權力ノ爭ノ標目トナツテ居ルト本  
員ハ信ズルノアリマス、是ハ政治上ニ一つノ系統ガアッテ一種此案ヲ制定スルトコロニ

與シダモノが政治上ニ伏在シテ居リマシテ、之ニ反對スルトコロノ權力ノ争ノ題目ニナシテ  
居ルト本員ハ信シマス、斯ノ如ク解釋致シマスレバ、簡單ニ之ヲ廢止スルト云フコトニ本  
員ハ同意シナケレバナラヌノアリマスガ、併ナガラ本員之ヲ政治的問題ト見テ、今日  
ハ廢スベカラスト決斷ヲシナケレバナラヌ、何故デアリマセウカ、丁度今日大多數ヲ以テ此  
案ヲ贊成セラル、トコロノ政友會ノ代表者ト見ルベキトコロノ人々か、一昨年以來此處ニ  
對スルトコロノ態度ヲ考ヘテ見マスト、斯様ナル理由ヲ以テ之ニ反對セラレタノアリマス  
ト、今日贊成セラル、トコロハ此案ニ熱心ニ反對セラレタノアリマス、ソレハドウ云フコ  
トアル、抑、郡役所ヲ置イテ、之ヲ縣廳ノ出張所ノ如ク見テ、之ニ議員選舉ヲ獨立  
シテ支配セシムルト云フコトハ極メテ危險デアル、今日告朔ノ餞羊ノ如キ影ヲ存シテ居ルト  
コロノ郡會がアレバヨソ、稍其干涉ノ弊害ヲ制シ得ルノアルカラ、若シ之ヲ廢スルコト  
ニナリマスレバ、同時ニ廢サナケレバナラヌ、ソレ故ニヲ廢シテ他ヲ一日モ存スベカラズト  
云フノガ、其大原因因テアリマス、然ルニ何ア圖ラン、其首領トモ云フベキ人が、一部内閣  
ニ入シテ其提出者トナルヤ、一昨年以來ノ歴史ハ忘レタルが如ク、此行政ノ權力ヲ以テ  
廢シ得ベキトコロノ郡役所ヲ其儘ニノ議論ナクシテ存置セシメテ、何時之ヲ廢スルト云  
フトコロノ言責ヲ取ラズシテ、直チニ郡制ヲ廢止セシムルト云フコトハ、曾テ豫言シタル危  
險ヲ國民ニ貽シテ、諸君ハ安シ居ラル、カト云フコトヲ本員ハ疑フノアリマス(ヒ  
ヤ)——本員ノ理想ノ上ニ今日ノ如ク政治道德ノ低キ議會ニ於テハ、失禮ナカラズ、黨派  
ヲシテ最大多數——過半數ヲ得セシムルコトハ、極メテ專横ナル振舞ヲシテ危險デアル  
ト思フ、諸君見ラレヨ、今年ノ一番大切ナル豫算案ニ對スル各黨派、態度ハ如何デア  
ル、政友會ハ無論政府ニ絕對ニ服從セラレ、大同派又之ニ參加セラレテ、絕對ニ服從  
ヲ致シ、進歩黨又同シ船ニ乘シテ、六億一千万圓ヲ三時間ニ一錢一厘ヲ減ゼズシテ、  
議決セラレタノハ、過半數ヲ得セシムコトノ危険ハ國民ニ取シテ最モ忌ムベキモノアルト  
云フ實例ヲ諸君ノ眼前ニ示シタ譯デアリマスカラ、ソレ故ニ本員ノ見ルコト以テスレ  
バ、進歩派モ政友會モ過半數ヲ占ムベカラズ、大同黨モ勿論過半數ヲ占ムベカラズ、何  
レモ過半數ヲ占ムベハ斯ノ如ク國民ニ大危害ヲ與フル事實ハ、今日ノ政治道德ノ低キ  
ダメニ已ム得ス不完全ナル議會ヲ本員モ忍シテ居ルト言ハナケレバナラヌ、斯ノ如ク諸  
君ノ前ニ直言スレバ、極メテ禮儀ヲ失シタリト思フデアリマセウガ、事實然リ、本員斯ク  
直言セザルヲ得ヌノアリマス、而シテ今日政友會ハ其首領ヲ内閣ニ入レタル結果、如  
何ナルコトセラル、カ本員ハ唯今議場ニハ上テ居リマセヌケレドモ、政友會ノ首領ノ  
提出セラレタコロノ彼ノ増毛ノ工事ハ如何デアリマスカ、本員ノ承テ居ル所テハ留萌  
ノ築港ト增毛ノ築港トノ爭ヲ調訂セシカタメニ、國費ヲ濫費シテノモノヲ爲シムルガ  
タメニ、他モ亦爲サシメントノ豫約ヲ結ンダト承テ居ル、本員ハ此案ノ議會ニ出デンコト  
ヲ渴望シテ斯ノ如キ事情ヲ國民ノ眼前ニ採り出シ、明白ニシラ告ケテ今日議會が如  
何ニ危険ニ迫ズテ居ルカ、殆ド過半數ヲ占メントシテ居ル政友會ハ、如何ナル心事ヲ以テ  
國民ニ臨ムカト云フコトヲ事實ニ依シテ明白ニ告ケント云フコトハ本員ハ待テ居ルノデ  
アリマス、而シテ斯ノ如ク過半數ヲ得シガタメニ如何ナル態度ヲ取ラレルカ、本員ハ承  
テ居ル(拍手起ル)拍手セラレル大同派モハリ同シ態度ヲ執ラレルテアラウト私ハ思フ  
テ此憐ムベキ請願者ガ當路者ニ向シテ、明カニ政府黨ノ政友會ハ此事ヲ問ウタバ、政  
友會員トナルナラバ、此事ハ大ニ議會ニ主張セラル、ノテアラウト言フタマツト云フコトヲ承  
ル恐ルベキ心術ヲ懷カレテ居ルト思フ、若シスノ如キ心事ヲ以テ來ルベキ議員ノ總選舉

ニ臨マレタラバ、上ニ政友會ノ領袖ヲ戴クトコロノ内閣アリ、下ニ微弱ナガラキ郡役所制御スルトコロノ郡會ナカニシメタラバ、必ズ來ルベキ此次回ノ選舉ニハ恐ロシキ弊害ガ來ルニアラウト私ハ憂ヘテ居ル、此理由ヲ以テ此議案ヲ簡單ナル問題ト本員ハ見ルコトが出來ズシテ、政界ノ弊害ヲ少ナクトモ止メンガタメニ不信任ナル内務大臣ノ居ラレル間ハ、少ナクトモ郡會ヲシテ郡役所ノ權力ヲ制限セシメテ、サウシテ國民ヲシテ此專横ヲ免カレシムル必要ヲ感スルガタメニ、本員ハ斯ノ如ク明白ナル理由ニ依ジテ忌憚ナク政界ノ有様ヲ諸君ノ前三直言シテ已ムヲ得ズ告朔ノ餞羊トシテ、郡制ヲ存續スルコトノ必要ナルコトヲ諸君ノ前三宣言シテ已ムヲ得ズ告朔ノ餞羊トシテ、郡制ヲ存續スルコトノ必見ル勿レ、是ハ未來ニ埋伏シテ居ルトコロノ政之上ノ權力ヲ決スベキトコロノ大切ナル議案デアルガタメニ、本員ハ昨年以來ノ歴史ヨリ更ニ重キ理由ニ依テ此案ノ廢棄セラレンコトヲ望ムノデアリマス。

〔討論終結ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 早速整爾君

〔早速整爾君登壇〕

○早速整爾君 諸君唯今ハ吾ミ共ノ尊敬スル島田君ノ御演説デゴザイマシタガ、私共ノ聽取ルトコロニ據リマスレバ、島田君ノ御演説ハ殆ド全部問題外デアルカノ如ク考ヘマシタ(ヒヤー)之ニ對シテハ、私ハ殊更ニ辯明致ス必要ハナイト考ヘマス、本問題ノ今日段々討議が進ンテ參リマシタ、前々ヨリ入代リ立代リ(笑聲起ル)諸君ノ御辯論ヲ聽イタ譯デアリマス、私ハ極メテ簡単ニ此郡制廢止法案ニ賛成スルト云フ精神ダケラ申述ベヤウト思ッテ居リマス、私共ト同ジ意見ヲ有シテ居ルトコロノ御方ガ此壇上ニ於テ申述ベラレマシタル如ク、我日本ノ國ノ郡ト云フモノハ、自治ノ歴史ヲ有セズ、生活ノ要素ヲ有セズ、自治ノ體形ナク而シテ自治ト云フモノハ事務ト云フモノハ從シテ此郡ニ向シテ自治制ヲ施クトコトハ唯一片ノ法律デ以テ机上ノ言論ニ馳セキア、外國ノ制度ヲ其儘ニ翻譯シテ——是ハ誰ガシタノダカ知リマセヌケレドモ、人爲的ニ此制度ト云フモノヲ強制シタモノデアルト云フ意味ノ御説ヲ承リマシタガ、私共モ實際ニ於テ斯様ニ信シテ居ル者アル(ヒヤー)元來此地方制度ト云フモノハ、自治ノ實體ガアツテ——自治ノ體形ト云フモノガアツテ、國有ノ自治的ノ事務ガアツテ、始メテ之ニ向シテ自治制度ヲ施クベキモノデアル、然ルニ自治ノ要素ノナイ區域ニ向ヒマシテ、人爲的ニ此自治制ト云フモノヲ強制シタ云フモノハ、日本ノ郡制施行ノ事實デゴザイマスカラ、從シテ郡制ヲ施行シテ後ノ今日マデノ事實ニ依リマシタ如ク、郡ニ於キマシテハ自治ノ事業ト云フモノハ少シモ存在シテ居ラヌノデアル、唯郡制ヲ施行シテ以來殊更ニ郡ノ事業ト云フモノヲ當缺メテ、濫リニ郡ノ事業ヲ起シテ、サウシテ之ヲ郡ノ事業トシテ經營フシテ居ルト云フ弊害ガ生ジテ居ル、成程土木ノ事業モゴザイマセウ、衛生ノ事業モゴザイマセウ、教育ニ勸業ニ郡トシテ經營フシテ居ル事業ハゴザイマスケレドモ、是ハ郡制ヲ施イテ自治體トシテノ郡トシテ經營フスルト云フコトが必要アルト云フ事業デハナイ、其大ナルモノハ府縣ヲシテ經營セシムルモ可ナリ、其小ナルモノハ之ヲ町村ニアル、何ノ必要ガアツテ此郡制ト云フモノハ存在セシメナケレバナラヌカ、同僚ノ諸君が述ベラレマシタ如ク、郡ニ於キマシテハ自治ノ事業ト云フモノモナケラネバ、又自治的ノ固有ノ自治的ノ事務ト云フモノハ少シモ存在シテ居ラヌノデアル、唯郡制ヲ施行シテ以來ナシテ可ナリ、決シテ郡ト云ヘル自治體ヲ殊更ニ設ケテ、郡ニヤラシメナケレバ經營が出來ナイ仕事ト云フモノハ殆ドナインアル、其仕事ハ多ハ郡制施行ノタメニ殊更ニ惹起シタルトコロノ——濫リニ惹起シタルトコロノ仕事デアルト云フコトハ、是モ明白ニ諸君ト

共ニ地方ニ於テ、吾ミハ之ヲ認メテ居ルノデアリマス、斯様ナ有様デアツテ此郡制ト云フモノハ、不自然極マル殆ド不條理ヲ極メテ居ルトコロノ人爲的ノ自治體ニナツテ居ル、此不自然ノモノヲ存在セシメテ置イテ、非常ナル利益デモアルト云フコトデゴザイマスレバ、吾ミモテ居ラル、如ク、殊更ニ郡ノ事業ヲ當缺メ溢リニ郡ノ事業ヲ惹起シ、不急ノ工事ヲ惹起シ、或ハ補助費ノ分取ノ争ラスル、斯様ナルコトノタメニ此郡ト云ヘル自治體ノ部内ニハ非常ナル弊害が生ジテ來テ居ルト云フコトハ、今日誰モ之ヲ疑フコトノ出來ナイ事實デアル、殊ニ此郡制ト云フモノガ存在ヲシテ居リマスガタメニ、町村ノ發達ヲ妨ゲテ居ルト云フコトハ、私共自治制ノタメニ泣カサルヲ得ナイ點アル、地方ノ健全ナル發達ヲ計リマスルニハ、ドゥシテモラ町村ニ專ニシナケレバナラナイ、我邦ノ町村ト云フモノハ、實ニ沿革のニ自治ノ體形ヲ具ヘ、自治ノ要素ヲ備ヘ、而シテ此自治ト云フモノ、事務ト云フモノヲ有シテ居ルノ一ノ自治體アル、此町村ト云フモノヲ健全ナル發達ヲセシメヤウト思ヘバ、町村ノ頭ノ上ニ一ノ郡ト云ヘル人爲的ノ此段階ヲ設ケルト云フコトハ、町村ノタメニハ非常ニ厄介ナルモノデアル、從シテ町村ニ對スル行政ノ監督ノ如キモ、此郡制アルガタメニ十分ニ行居カナイト云フ結果ヲ見テ居ルノデゴザイマス(ヒヤー)此故ニ郡制アルガタメニ町村ノ發達が妨グラレテ居ル、苟モ町村ノ發達ヲ希望致シマスル以上ハ、ドゥシテモ其町村ノ頭ノ上ニアルトコロノ此無意味ナル郡制ト云フモノヲ排斥シテシマハナケレバ、本當ニ此自治制根源タル町村ノ發達ヲ圖ルコトヘ出來ナイデアラウト私ハ思ツテ居ル(ヒヤー)此故ニ私ハ或リ意味ニ於キマシテ、此郡制ノ廢止ト云フコトハ、自治ノ擴張デアルト確信ヲシテ居ル、即チ町村ヲ發達セシムル自治ノ擴張デアルト確信ヲ致シテ居ルノデアリマス、「然リ」又ハ「謹聽」ト呼フ者アリ)テ此ノ如ク致シテ郡制ヲ廢シ、此郡制ト云ヘル人爲的ノ複雜機關——複雜ナル機關ヲナク致シマスレバ、即チ町村ノ自治ト云フモノガ始メテ舉ツテ來テ、是迄郡制施行ノタメニ非常ニ大ナル弊害ヲ醸シツ、アツ、其弊害ヲ除却スルコトが出來テ、始メテ地方ノ發達地方民ノ幸福ヲ計ルコトが出來ルノデアラウト思フ、茲ニ至シテ吾ミガ常ニ希望ヲシテ居ルトコロノ統一ノ郡制ト云ヘル無用ノ長物、是ハ町村ノ發達ヲ害スルトコロノ厄介ナル邪魔物ト信シマスカラシテ、一日モ速ニ此郡制ヲ廢止スルト云フ議ヲ決セナケレバナラヌノデアル(「然リ」)ト呼フ者アリ)其他ノ政略問題等ノコトニ付キマシテハ、前ノ演説者カラ御述ベニナリマシタカラ、私ハ之ヲ申述ベマセヌ、唯町村ノ發達ヲ獎勵シ自治ノ擴張ヲナサンガタメニ、郡制ハドウシテモ之ヲ廢止シナケレバナラヌト云フ理由ヲ以テ、私が本案ニ賛成ヲ致ス理由ヲ明ニ致シテ置キマス

〔拍手起ル〕

〔討論終結ト呼フ者アリ〕

○長谷場純孝君 私ハ發言通告ヲ致シテ置キマシタ、然ルニ發言ノ通告ヲ見マスルト、皆賛成ノ通告者ニシテ反対ノ通告者ハ外ニナイデゴザイマス、既ニ賛成ノ理由ハ吾ミ同論者ガ述盡サレテ、餘蘊ナシト考ヘマス、敵ナキニ矢ヲ放ツモ甚ダ無駄ナコト、存シマスカラ、發言ノ通告ハ取消シテ、茲ニ討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

〔反對又ハ賛成タ々ト呼フ者アリ〕

二御異議ハアリマセヌカ  
〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議がナイト認メマス

○山口熊野君 此場合採決ノ方法ニ付イテ一言致シタイ、節子木案ノ採決ノ記名投票ヲ以テ決セラレント希望致シマス

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、其方法ニ付キマシテハ岡田治衛武君外諸君ヨリ成規ノ贊成ヲ以テ、衆議院規則第二百二十七條ニ依リ記名投票ヲ以テセンコト

ノ要求ガアリマシタ

○議長(杉田定一君) 〔「異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 議長ニ於テモ必要ト認メマス、因テ記名投票ヲ以テ採決ヲ致シマス——閉鎖諸君ニ申上ゲマスガ、本案ノ第二讀會ヲ開クベシト云フ、即チ贊成ノ御方ハ白キ投票ヲ御持參ナサイ、本案ノ二讀會ヲ開クベカラズト云フ反對ノ御方ハ青キ札ヲ御持參ニナルヤウニ願ヒマス、御分リニナリマシタカ

〔「分ッタ分ッタト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 黙呼

○議長(杉田定一君) 〔「書記氏名ヲ點呼ス〕

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ハアリマセヌカ——閉鎖

(参考)		出席總員		三百五十二		出席總員		三百五十八		出席總員		三百六十四		(拍手起立)			
岩元	信兵衛君	松本	君平君	藤原	善助君	岩元	信兵衛君	松本	君平君	藤原	善助君	岩元	信兵衛君	松本	君平君	藤原	善助君
福井	天野君	藤井	天野君	福井	天野君	福井	天野君	藤井	天野君	藤井	天野君	福井	天野君	藤井	天野君	藤井	天野君
小山田	蘆田君	松浦	五兵衛君	小山田	蘆田君	小山田	蘆田君	松浦	五兵衛君	小山田	蘆田君	小山田	蘆田君	松浦	五兵衛君	小山田	蘆田君
内爾君	吉信君	美之助君	晴登君	内爾君	吉信君	内爾君	吉信君	美之助君	晴登君	内爾君	吉信君	内爾君	吉信君	美之助君	晴登君	内爾君	吉信君
大富	中田君	美渡君	向日君	大富	中田君	大富	中田君	美渡君	向日君	大富	中田君	大富	中田君	美渡君	向日君	大富	中田君
竹島	瀬西君	福邊君	瀬尾君	竹島	瀬西君	竹島	瀬西君	福邊君	瀬尾君	竹島	瀬西君	竹島	瀬西君	福邊君	瀬尾君	竹島	瀬西君
井倉	中村君	中里君	中里君	井倉	中村君	井倉	中村君	中里君	中里君	井倉	中村君	井倉	中村君	中里君	中里君	井倉	中村君
卓藏	義行君	雄藏君	雄藏君	卓藏	義行君	卓藏	義行君	雄藏君	雄藏君	卓藏	義行君	卓藏	義行君	雄藏君	雄藏君	卓藏	義行君
神坂	大植君	池阿上君	鈴小君	神坂	大植君	神坂	大植君	池阿上君	鈴小君	神坂	大植君	神坂	大植君	池阿上君	鈴小君	神坂	大植君
藤本	繩場君	繩場君	繩場君	藤本	繩場君	藤本	繩場君	繩場君	繩場君	藤本	繩場君	藤本	繩場君	繩場君	繩場君	藤本	繩場君
才金	久平君	平君	平君	才金	久平君	才金	久平君	平君	平君	才金	久平君	才金	久平君	平君	平君	才金	久平君
一君	彌雄君	彌雄君	彌雄君	一君	彌雄君	一君	彌雄君	彌雄君	彌雄君	一君	彌雄君	一君	彌雄君	彌雄君	彌雄君	一君	彌雄君

近森	安石君	紫鈴君	淺荒君	横江君	高森改袖	遠漆	後藤君	伊藤君	福關君	林奥君	古向君	鈴齋君	川恵柏君	佐栗君	木柳藻君	河山口	熊野君	寄鐵五郎君
江谷	達谷君	木垣君	羽川君	木垣君	梨木君	木垣君	藤原君	藤井君	藤原君	藤井君	藤原君	藤井君	藤原君	藤井君	藤原君	藤井君	藤原君	藤井君
谷	秀謙君	傳四郎君	一五郎君	一平郎君	哲四郎君	慶次郎君	研吉君	昌吉君	正太郎君									
次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
石島	須白君	南條君	吉左衛門君	里治君	三江君	宮西君	海荻君	由布君	松田君	瀬尾君	見瀬君	廣瀬君	久俊君	一政君	彰彦君	千葉君	萩野君	月野君
塚	田藤君	井藤君	大戸君	復三郎君	藤部君	村野君	野芳君	盛哲君	松田君	瀬尾君	見瀬君	廣瀬君	久俊君	一政君	彰彦君	千葉君	萩野君	月野君
重	三嘉君	哲君	里治君	和太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	德藏君	新太郎君									
平	平君	夫君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君	吉君
尾	高田駒君	橋村君	林河尻君	留野君	山矢君	麥西北君	松高君	松江君	安藤君	澤山君	寅志君	左安君	志澄君	吉君	千葉君	萩野君	中西君	西君
賴	朝順君	勝七郎君	助運君	基君	順君	順君	順君	順君	順君	順君	順君	順君	順君	順君	順君	順君	順君	順君
馬君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
江片	高藤牧	兼大	横谷	藤山水	木井野	松烟	堀澤	小山村	山村本									
藤	正龍君	牧逸	純三龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君	正龍君
新	作中君	藏太馬君	熙次君	作中君	藏太馬君	熙次君	作中君	藏太馬君	熙次君	作中君	藏太馬君	熙次君	作中君	藏太馬君	熙次君	作中君	藏太馬君	熙次君

議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、直ニ二讀會ヲ開キ全部ヲ議題ト致シマス

〔「採決タク」ト呼フ者アリ〕

○恒松隆慶君 読會ヲ省略シテ確定セラレントヲ望ミマス

〔「贊成々々」ノ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、本案ニ付イテ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、本案ハ是ニテ可決確定致シマシク  
〔拍手起ル〕

○議長(杉田定一君) 日程第二権太ニ於ケル租稅ニ關スル法律案第一讀會——

議案ノ朗讀ヲサセマス

### 確定議

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、本案ハ是ニテ可決確定致シマシク  
〔拍手起ル〕

○議長(杉田定一君) 日程第二権太ニ於ケル租稅ニ關スル法律案第一讀會——

議案ノ朗讀ヲサセマス

### 第一 権太ニ於ケル租稅ニ關スル法律案(政府提出)

(書記朗讀)

権太ニ於ケル租稅ニ關スル法律案

第一條 権太ニ於ケル租稅ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス

#### 一 戸數割

#### 二 營業稅

#### 三 雜種稅

前項租稅ノ種類及課率ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 租稅ノ徵收及滯納處分ニ關シテハ國稅徵收法ヲ準用ス

第三條 本法ニ規定スルモノノ外租稅ノ賦課徵收其ノ他必要ナル事項ニ關スル規程ハ権太廳長官之ヲ定ム

#### 附 則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(杉田定一君) 政府委員ガ居リマセヌカラ、日程第三、右議案ノ審査ヲ付託

スペキ委員ノ選舉ニ移リマス

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ動議ノ通り、直ニ二讀會ヲ開クベシト云フコトニ決定

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○恒松隆慶君 直ニ二讀會ヲ開ケンコトヲ望ミマス

〔「贊成々々」ノ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ動議ノ通り、直ニ二讀會ヲ開ケンコトヲ望ミマス

#### 二 御異議

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマシタ  
紙稅法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長報告——佐竹作太郎君

第四 印紙稅法中改正法律案(佐竹作太郎君外九名提出) 第一讀會ノ續(委員長)

(佐竹作太郎君登壇)

○佐竹作太郎君 本案ニ對シテ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、委員會ハ全會一致ヲ以テ本案ヲ可決致シタノアリマス、本案ニ對シテノ政府ノ意見ヲ併セテ報告ヲ致シテ置キマス、政府委員ノ説明ニ依リマスレバ、印紙稅實施以後ノ一般經濟界ノ狀況ヲ、精シク調査ヲシテ見タトコロガ、融通上ニ至大ナル不利不便ヲ與ヘテ居ルト云フコトハ、能ク分々テ來タノアリマスカラ、或ル場合ニ於テ之ヲ廢止シタイト云フ意見ヲ持テ居ル、サリナガラ今折角此稅法調査會ト云フモノデ、總テノ事ヲ調査シツ、アルノデアリマス、其中ニハ二三改廢ヲ加ヘテ、此小切手ノ印紙稅ト同時ニ改正ラシタイト云フ意見ヲ持テ居ルノデアルカラ、今直ニ此小切手稅廢止ト云フコトノミニ、全然同意ヲ表スルコトが出來ヌノアリマスト、斯ウ云フ答テゴザイマスカラ、併セテ報告ヲ致シテ置キマス

見ヲ持テ居ルノデアルカラ、今直ニ此小切手稅廢止ト云フコトノミニ、全然同意ヲ表スルコトが出來ヌノアリマスト、斯ウ云フ答テゴザイマスカラ、併セテ報告ヲ致シテ置キマス

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今委員長カラ政府ノ意見モ御報告下サイマシタカラシテ、長ク述ベル必要モゴザイマセヌガ、此案ハ非常特別稅法ノ整理案デアルノアリマス、非常特別稅整理ト云フコトハ、是ハ政府デハ一團ニシテ全體ヲ見渡シテ整理スルト云フノデ、今回ノ議會ニハ整理案ハ出シマセヌガ、此次ニハ之ヲ一括シテ整理ノコトヲ致スト云フコトニナシ居リマス、然ルニ其一部分ヲ整理致サレマスルト云フ、若シ全體ノ整理カラ或ハ此點ニ影響セナケレバナラヌコトガアツモ、其事が出來ヌコトニナリマスカラ、唯今ノトロデハ本案ニ同意ヲ致シ兼ネルノアリマス

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案ノ一讀會ヲ開クベシト云フコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ  
定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ決定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ決

告ノ通、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ決定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ決

告ノ通、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマシタ  
日程第五、關稅定率法輸入稅法中改正法律案第一讀會ノ續——委員長東尾平太郎君

第五 關稅定率法輸入稅法中改正法律案 第一讀會ノ續(委員長)

(東尾平太郎君登壇)

○東尾平太郎君 委員會審査ノ結果ヲ御報告シマスルガ、此法律案ハ肥料ノ原料タル棉子ヲ無稅ニシタトイ云フ法律案アリマスガ、委員會審査ノ結果ハ、現行法律ハ二十錢トアツテ、七錢ノ戻稅ノアルフ其戻稅ヲ省イテ、十錢ト修正スルコトニ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタカラ、願クハ速ニ贊成可決アランコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 別段御議論ガナイヤウアリマスカラ、採決ヲ致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フコトニ御異議アリマセヌカ  
二讀會ヲ開クニ決シマシタ  
二讀會ヲ開クベシト云フコトニ御異議アリマセヌカ

マス

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、二讀會ヲ開クニ決シマシタ  
○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ、是モ讀會ヲ省略シテ確定アランコトヲ望ミ

マス

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ議題定スルニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ議題ニ供シマス——委員長報告通、即チ委員會ニ於テ修正ノ通、御異議アリマセヌカ

關稅定率法輸入稅法中改正法律案

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマシタ——日程第六未成年者飲酒禁止法案、第一讀會ノ續、委員長報告——根本正君

第六 未成年者飲酒禁止法案(根本正君) 第一讀會ノ續(委員長)

(根本正君登壇)

○根本正君 極く簡単ニ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、本案ニ付キマシテハ政府ハ贊成ノ意ヲ表シマシタ、然ルニ委員會ハ一票ノ多數ヲ以テ否決セラレマシタガ、是ハ郡制ノ案ノ通他ノ派ガ残ラズ入ラタ譯アリマシテ、是ハ否決ニナリマシタガ、ドウカ是ハ國家問題アリテ、決シテ政治問題アリマセヌカラ、滿場諸君が原案ヲ御贊成ニナツテ、日本帝國ノ益、盛ニナルコトヲ望ミマス

(「反対又賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フニ御同意ノ諸

君ハ起立ヲ願ヒマス

〔多數「少數」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 多數ト認メマス、二讀會ヲ開クニ決シマシタ  
〔「異議アリ異議アリ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 異議ノ申立ニ、成規ノ贊成ガアリマスカ  
致サネバナラヌノデアリマス(ヒヤク)然ルニ點呼ハ却テ時間が費ヘマスカラ、記名投票

ヲ以テ採決ヲ致シマス——閉鎖——本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フ御方ハ青キ札ヲ御持參ナサイ、開クベカラズト云フトコロノ御方ハ青キ札ヲ御持參ナサイ——氏名點呼ヲ致シマス

(書記氏名ヲ點呼ス)

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ハアリマセヌカ——閉鎖——開匣

(書記官投票及名刺ノ數ヲ計算ス)

○議長(杉田定一君) 投票ノ結果ヲ書記官ヨリ報告シマス

投票總員

百九十六

可トスル者

八十一

否トスル者

百十五

(拍手起ル)

(參照)

本案ノ第一讀會ヲ開クヘシトスル者

齋藤 宇一郎君 山口 熊野君 江原 素六君 池田 惟貞君

石川 清君 中村清一郎君 初木 卿太郎君 漆 昌巖君

遠藤 貞吉君 股 榮太郎君 小澤 愛次郎君

恆松 隆慶君 三浦 盛徳君 石井 信君

菅原 時雄君 長谷部 倉藏君 坂元 英俊君

横井 千代足君 竹田 海野君 遊田 研吉君

福島 勝太郎君 東一 左右君 立川 雲平君

栗原 亮一君 立川 滨名君 齋藤 豊記君

林小一郎君 瓦次君 竹田 大野君 遊田 芳藏君

佐藤 金作君 武太夫君 奥野 市次郎君 廣瀬 久政君

佐藤 虎次郎君 鳴子 敬二郎君 鳴子 德三郎君

佐藤 虎次郎君 鳴子 德三郎君

中西 光三郎君

向坂 弘君

中西 孫太郎君

横井 甚四郎君

武満 義雄君

根本 正君

江原 節君

宮崎 繁造君

森下 秀夫君

瀬下 元太郎君

植木 肇君

瀬下 鈴木

瀬下 友治郎君

瀬下 和一君

瀬下 鈴木

瀬下 内山吉太君

瀬下 鈴木

内藤 魯一君

西光三郎君

鳥海哲四郎君

佐竹作太郎君

横井弘君

山崎良純君

瀬下秀夫君

瀬下鈴木

瀬下友治郎君

瀬下鈴木

内藤魯一君

(一三)

○議長(杉田定一君) 本案ハ第二讀會ヲ開クカラズト決シマシタ、日程第七、衆議院議員選舉法中改正法律案第一讀會、議案朗讀

### 第七 衆議院議員選舉法中改正法律案(高橋勝七外 第一讀會)

(書記朗讀)

衆議院議員選舉法中改正法律案  
衆議院議員選舉法別表中左ノ通改正ス

神奈川縣横濱市ノ次ニ

横須賀市

長崎縣長崎市ノ次ニ

佐世保市

新潟縣新潟市ノ次ニ

宇治山田市

愛知縣名古屋市ノ次ニ

豊橋市

三重縣四日市市ノ次ニ

吳市

福島宜三君 中谷宇平君 三輪猪作君 持田若佐君

松本大吉君 嶺山時善君 大野龜三郎君

○議長(杉田定一君) 本案ハ第二讀會ヲ開クカラズト決シマシタ、日程第七、衆議院議員選舉法中改正法律案第一讀會、議案朗讀

ノ人口ノ増加ヲ來シテ居ルカラ、増員ヲ必要ト認ム、斯ウ云フ次第ゴザイマス、詳細ノコトハ委員會ニ於テ擔當ノ御方が御説明ニナラウト考ヘマスカラ、極メテ要領ダケヲ申上ゲマス、尙附ケテ申上ゲタイノハ此案ノ中ニ「松前」ト云フコトガ原案ニアルノハ、彼ハ印刷ノ錯誤アリマスカラ削レルノデアリマス又「末項ヲ削ル」ト云フ文字モ彼ハ印刷ノ錯誤アリマスカラ削レルノデアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

○恵松隆慶君 此案ハ曩ニ同種類ノ委員が設ケテゴザイマス、其委員の方へ付託セラレントヲ望ミマス

(賛成ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 恵松君發議ノ通り、曩ノ衆議院議員選舉法ノ改正案ノ委員ニ付託スルト云ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハ無イト認メマス、其通り決シマシタ、日程第八 大船渡鐵道鐵業ノ利益補給ニ關スル建議案、議案朗讀

### 第八 大船渡鐵道鐵業ノ利益補給ニ關スル建議案(磯部四郎外)

(書記朗讀)

大船渡鐵道鐵業ノ利益補給ニ關スル建議案

戰後國力發展ノ爲東北開發ノ途ヲ講スルハ今日ノ急務ナリ即チ大船渡灣ノ天然良港タルヲ利用シ此ノ地ニ於テ水陸連絡ノ便ヲ取り同地ヲ起點トシテ奥羽横貫鐵道ヲ敷設セハ其ノ沿道ニ散在セル鐵金銅其ノ他諸礦物ノ採掘ヲ促スヘシ之ニ加フルニ大船渡ニ製鐵所ヲ建設セハ水路北海道石炭ヲ利用スルノ便アリ本院ニ於テハ本件ニ關シ前後二回國庫補助ノ建議ヲ通過シタルモ未タ其ノ目的ヲ達スル能ハス然ルニ民業トシテハ依然收支相償ハサルノ患アルヲ以テ此ノ際利益補給ノ必要ヲ認ム依リテ此ノ民業ニ對シ其ノ利益ノ年六分ニ達セサル間ハ十五箇年ヲ限リ政府之ヲ補給スルノ計ヲ立テ以テ本期議會ニ其ノ提案アラムコトヲ望ム

○議長(杉田定一君) 磯部四郎君  
(中西六三郎君登壇)  
右建議ス

### ○議長(杉田定一君) 磯部四郎君

○中西六三郎君 本案提出ノ理由ヲ極ク簡單ニ申上ゲマス、本案ハ横須賀市外五ツノ市ニ於テ獨立ノ選舉區トシテ議員ヲ出シ、尙北海道ニ於テ議員ノ數ヲ殖サウト云フ目的ノ發案ニアリマス、其理由ハ極メテ單簡ナ次第ゴザイマシテ、獨立市ニ新ニ代議士ノ選出ヲスルヤウニシヤウト云フコトハ、他ノ獨立市トノ權衡上ニ於テ當然ノコトナルト云フ考テゴザイマス、選舉法別表ニ於テ人員ノ增加ノタメニ變更ヲ十年間シナイト云フ規定ガアリマスケレドモ、此案ハ人口ノ增加ト云フコトノミ理由トハ致シテ居ラヌノテゴザイマス、尙北海道ノ議員ノ數ヲ增加スルト云フコトモ、彼ノ法律ノ但書制定以後ニ於テ人員が增加シタト云フ理由デハナクシテ、本來多大ノ人口ヲ有シテ居ルノミナラズ、又其選舉區モ極メテ廣大アルカラ、元々彼ノ別表制定當時ニ於テヨリ多くノ議員ヲ有スベキ關係アッタ云フ事柄が根本トナシテ居リマシテ、別シテ昨今ニ於テハ格段

○磯部四郎君 本案ハ敢テ小問題ト云フデハゴザイマセヌケレドモ、數回既ニ議場ニモ上リマシタノデ、議員諸君ニ於キマシテモ其必要ハ事實ニ於テ認メテ居ラル、問題ト考ヘマスカラ、此席ヨリ其大體ヲ申述ベテ置キマス、即チ東北地方ニ於テハ產物ノ十分アルコトモ明カアゴザイマスガ、何分交通ノ便未タ完キヲ得ザルガタメ、到底其發展ヲ見ルコトガ出來マセヌノデアリマス、而シテ此大船渡ト云フ所ハ水利其宜シキヲ得テ、即チ交通ノ便ヲ得テ、此所ニ鐵工場ヲ設ケルコトニモナリマスレバ、自然ト東北全體ノ發展ヲ期シテ待ツコトガ出來ルノデゴザイマス、併ナガラ此事業タルヤ莫大ナ費用ヲ要スル上ニ於テ其利益ヲ見ルコトガ一兩年ノ中ニシテ見ルコトが出來マセヌカラ、純然タル民業トシテハ殆ど其成就ヲ見ルコトが出來マセヌ、就イテハ即チ十五箇年ノ間六朱ノ補給ヲ仰イテ以テ即

チ東北發展ノタメニ此事業ヲ興サウト云フノが本案ノ目的デゴザイマスカラシテ、然ルベク

御取扱ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君 本案ハ十八名ノ委員ヲ選ビマシテ、之ニ付託致シタイノデゴザイマス、

其委員ノ指名ハ議長ニ嘱託致シマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ發議ノ通り、本案ハ十八名ノ議長指名ノ委員ニ付

託スルニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ發議ノ通り、本案ハ十八名ノ議長指名ノ委員ニ付

十二ニ至ルマテハ請願デアリマス、併セテ委員長ヨリ報告セシメマス、横井時雄君

〔特別報告第五號〕産業組合ニ關スル請願

（委員長報告）

第十一 〔特別報告第八號〕水產組合法制定ノ請願

（委員長報告）

第十二 〔特別報告第九號〕牝馬貸下料金延期ニ關シ、貸下規程中改正ノ請願

（委員長報告）

（横井時雄君登壇）

○横井時雄君 最モ簡單ニ述べマスカラ、ドウカ御靜カニ願ヒマス、日程第九ハ請願委員特別報告ノ第五號ニアリマシテ、産業組合ニ關スル請願デ、山口縣玖珂郡高森

信用組合組合長三戸熊太提出、此趣意ハ産業組合ハ産業組合法ニ依テ所得稅、營業稅、登錄稅免除ノ特典ガアリマス、ソレニ此産業組合ノ一種タル信用組合カラシテ其組合員ノ僅ノ零碎ノ貯金ニ對シテ發スル證書通帳ニハ、印紙稅法ニ基キ印紙ヲ貼用セザルベカラザル今日デハ規定ニナシテ居リマスカラ、甚ダ是ハ迷惑ナコトデアル、不當デアルソレ故ニ他ノ特典ト同様、産業組合ヨリ發スル證書及帳簿等ニ對シテハ、印紙

稅ノ免除アリタシト云フ 請願デアリマス、テ、是ハ分科會ニ於テ、調査ノ結果、又請願委員會、本會ニ於テモ採擇スベキ性質ノモノデアルト云フコトニ極シタノアリマス（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）日程第十八、狩獵法改正ノ請願デアリマシテ、是ハ二通アリマス、一通ハ岡山縣眞庭郡河内村平民農谷口紋太郎ト云フ人、一通ハ同縣同郡ノ川東村

平民農白石高右衛門ト云フ人外六名、此二通ノ請願デアリマスガ、其趣意ハ非常特別稅ノ結果トシテ、狩獵法改正後ハ稅額が非常ニ増加シタガタメニ、狩獵者ノ數ヲ減シ、鳥獸猖獗、農作物ノ生育ヲ害シ、收獲ヲ減セシメシノミナラズ、國庫ノ收入モ亦却ツテ減少スルノ現象ヲ見ルハ遺憾デアル、ソレ故ニ狩獵法ヲ改正セラレタシト云フノが請願ノ趣意アリマシテ、狩獵者ヲ減シ、鳥獸猖獗、農作物ノ生育ヲ害スト云フコトニ付イテハ、異議ガアリマシテ、是ハ採擇シナイコトニナリ、其次ノ國庫ノ收入が稅ヲ高クシタ結果、却ツテ殖エズシテ或ハ減ルカ、又ハ餘り殖ナイト云フ位ノ間ニアリマスカラ、其收入ノ目的ヲ達スルコトが出來ナイト云フ一點ハ、政府ニ於テモ目下調査中デアルト云フコトアリマスカラシテ、之ヲ採擇スルコトニ付イテハ、當然ノコトデアルト云フコトナリ

說ニ歸シタノアリマス（「賛成ト呼フ者アリ」）日程第十一ノ請願、特別報告第八號ハ

水產組合法制定ノ請願デアリマス、是ハ目下水產組合法ニ依リマスト、其第一十二

條ニ水產組合ヲ設ケルコトが出來ルト云フ規定ガアリマスルガ、此設ケルコトヲ得ルト云

フダケデハ、誠ニ水產業ナドヲヤツテ居ル人民ガ、或ハ廣漠ノ地ニ居リ、或ハ遠隔ノ地ニ

隔シテ居ルト云フ結果トシテ、例ヘ農會ノ如キ、堅固ナル立派ナル組合ヲ設ケルコトガ

出來ナイノアルデ、是ハ是非一ツ系統的組織ニナルトコロノ組合ヲ設ケルヤウニシタイ

シテ、貴ヒタイト云フコトニアタノテス、政府委員ノ考テハ、ヤハリ是ハ自治體ノ發達ハ

人民ノ自由ノ意思ニ任スル方が宜シイカラシテ、此ノ如キ改正ノ必要ヲ見ナイト云フニ

アリマシタケレドモ、此初メニ當シテ未だ發達シナイ中ニ、政府カラ之ヲ嚴重ニ督促スルト

云フコトハ又必要カモ知レヌト云フコトデ、免モ角モ採擇シテ、サウシテ政府ノ一考ヲ促

スコトが必要デアラウト云フコトニ極リマシテ、採擇スルコトニナリマシタ、ソレカラ日程第十二ノ特別報告、第九號、是ハ牝馬貸下料金延期ニ關シ、貸下規程中改正ノ請願、青

森縣三戸郡八戸町士族畜產業奈須川光寶外四名提出デアリマス、此趣意ハ明治三十九年日露戰爭ノ後ニ、濠洲カラ輸入シタトコロノ、濠洲產ノ牝馬ヲ、三千數百頭政府

カラ貸下ケルト云フコトデアラウト、ソレハ唯賣拂ッテハ惜イコトデアルカラ、之ヲ貸下ケテ、サ

ウシテ良馬ノ繁殖ヲ計ルト云フ目的デアラウトアリマス、然ルニ其貸下料ト云フモノガ五箇年間貸下ケテ貴ツテ二百圓ヲ政府ニ納メルト云フコトデアリマシタガ、ソレヲ實際蕃殖

シテ見ルト、受胎ノ結果が意想外ニ惡ルイ、マダ年を経マセヌケレドモ、ドウモ前途ノ

コトガ果シテ前ニ思ウタ通り結果が善イカ惡ルイカラ分ラヌ、殊ニ此濠洲ト我國トハ氣候

が甚ダ違シテ居リマスカラ、其結果ニ付イテ頗ル心配ヲセナラヌ、且政府カラ貸下ケタ

トキノ規程ガアリマスノデ、ソレヲ飼養シテ行クニ付イテハ隨分費用ガ澤山ニ掛ルノデアル、デドウカ、同シ料金デ、即チ此二百圓ト云フノテ六箇年ニシテ貸ヒタイト云フコトヲ

政府ニ願ツテ、六箇年ハ許サレテ居ルノアリマスガ、ドウモマグ子ヲ産マヌ先キニ、料金ヲ

年ニ四十圓ヅ、納メルト云フコトハ甚ダ迷惑デアル、ソレ故ニ此請願ノ要旨ハ、三十九

年ニ於キマシテハ、一頭四十圓ヅ、是マテ規程通りニ納メマシテ、サウシテ其殘額ハ四十

年、四十一年ハ据置キニシテ、何モ納メナイコトニシテ、四十一年ヨリ向四箇年間ニ一頭

四十圓ヅ、ノ貸下料ヲ、年二回ニ政府ニ納メルコトニシタイ、サウスルト、初メ五年デア

タノガ、七年間貸下ケテ貴フノデアラウト、中間ノ一年目、三年目ト云フモノハ、貸下料ヲ

拂ハヌテ宜ヤウニシテ貴ヒタイト云フ、政府委員ハ素ヨリ是ハ恩惠的ニ貸下ケテヤツタ

ノデ、既ニ一年モ延バシテヤツタノニ、又候二年延バシテ吳レト云フコトハ、甚ダ過分ナ

申出デアルト云フヤウナ話テアリマシタガ、元來此馬ヲ改良スルト云フコトガ、目的デ貸

下ケタモノアリマスカラ、過分ノ過分デナイト云フコトヨリモ、其目的ヲ達スルヤウニスル

方ガ宜カラウト云フノテ、是モ政府デドウカ調査サレタ方ガ然ルベシト云フ考テアリマシテ、

之ヲ採擇スルコトニ極シタノアリマス

○恒松隆慶君 緊急動議デゴザイマス、九ヨリ十一マデ總テ是ハ採擇致シタイト思ヒ

マスル、一括トシテ議題セラレントラ望ミマス

〔賛成タクト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 九ヨリ十二ニ至ルマデ、一括トシテ議題トルニ、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイモノト認メマス

○恵松隆慶君 委員長報告通、採擇セラレントコトヲ望ミマス

〔「賛成々々」ノ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 九ヨリ十二ニ至ルマデ、委員長報告通、採擇スルニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、採擇スルコトニ決シマシタ——諸君ニ御詣リ申スコトガアリマス、川眞田徳三郎君ヨリ病氣療養ノタメ、來ル四日ヨリ同月十三日マデ、十日間請暇ノ願が出テアリマス、許可シテモ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、郡制外三件ノ特別委員ヲ川眞田徳三郎君ヨリ辭任セラレマシタガ、聽居ケテ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、聞居ケルコトニナリマシタ、議長ニ於テハ、更ニ其補缺トシテ橋本久太郎君ヲ指名致シマス、報告ガアリマス

〔書記朗讀〕

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

郡役所廢止ニ關スル建議案

提出者 島田三郎君

外三名

○議長(杉田定一君) 委員ノ指名、次回ノ日程ハ追テ公報ヲ以テ御通知シマス、本日ハ是ニテ散會ヲ致シマス

午後四時十二分散會